

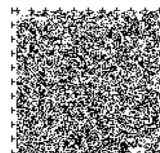
# 第七次和光市障害者計画 第7期和光市障害福祉計画

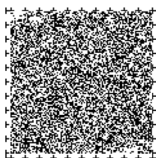
令和6年度 ~ 令和8年度  
(2024年度 ~ 2026年度)



©和光市

令和6年3月  
和光市





## はじめに



本市では、令和3年3月に和光市の障害福祉施策を総合的に推進するため、「第六次和光市障害者計画」、「第6期和光市障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害児から障害者まで切れ目のない包括的な支援体制の構築に取り組んできました。

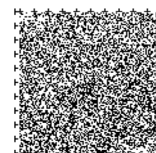
その間、令和5年3月には、国の基本計画である「第5次障害者基本計画」の策定と、基本指針の改正があり、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することが推奨されております。

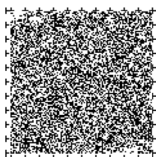
この計画では、前計画において進めてきた基本理念として「誰もが自立した生活と社会参加できる一地域共生社会の実現を目指して」を継承することといたします。「第五次和光市総合振興計画」並びに「第四次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の理念等に基づき、障害者を含む誰もがお互いを尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、社会参加ができるように、また、それぞれの持つ能力を最大限発揮して自己実現できるよう、より一層充実した施策の展開を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「和光市自立支援協議会」の委員の皆様、関係機関、関係団体の方々、そして市民の皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和6年3月  
和光市長

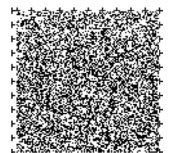
柴崎 光子



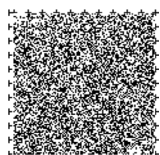


<目 次>

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 他計画等との関係.....	4
5 計画の策定 .....	5
6 計画の推進 .....	5
<b>第2章 障害者の現状</b> .....	8
1 人口の推移・推計.....	8
2 障害者数の推移 .....	9
3 障害児・者の教育・就労環境及び状況.....	15
4 障害福祉サービスの現状 .....	17
5 障害者（児）の生活 .....	25
6 相談支援事業所へのヒアリング調査結果 .....	35
7 計画策定における課題.....	37
<b>第3章 計画の基本理念・目標</b> .....	40
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
<b>第4章 計画の体系と施策の展開</b> .....	42
1 計画体系.....	42
2 施策の展開 .....	45
<b>第5章 計画の成果目標</b> .....	52
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	52
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	52
3 地域生活支援の充実 .....	52
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	53
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	54
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	55
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	55
<b>第6章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策</b> .....	56
1 訪問系サービス .....	56
2 日中活動系サービス .....	61
3 居住系サービス .....	70
4 相談支援.....	72
5 障害児支援 .....	75



<b>第7章 地域生活支援事業</b> .....	79
1 必須事業 .....	80
2 任意事業 .....	85
<b>第8章 グランドデザイン</b> .....	91
1 課題の見える化 .....	91
2 グランドデザイン .....	93
<b>参考資料</b> .....	98
1 用語注釈 .....	98
2 和光市自立支援協議会設置及び運営要綱 .....	101
3 和光市自立支援協議会委員名簿 .....	105
4 和光市自立支援協議会開催経過 .....	106



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

### (1) 計画策定の趣旨

近年の障害者人口の増加や共働き家庭の増加、社会全体のICT化、新型コロナウイルス感染症への対応を含むライフスタイルの変化、さらには障害者権利条約の批准等により、障害者及びその家族に必要とされる支援が複雑化・多様化しています。

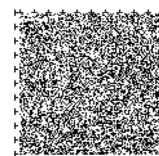
国では、こうした障害者を取り巻く環境の変化に対し、ここ数年だけでも「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児\*支援法）の制定（令和3年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正（令和4年）、「児童福祉法」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の改正（令和4年）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定（令和4年）等の対応を行ってきました。

これらのうち、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、都道府県が「医療的ケア児支援センター」を設置することが規定されたほか、「児童福祉法」の改正では、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。また、障害者総合支援法の改正では、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされています。

さらに令和5年、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための施策を推進する国の基本計画である「第5次障害者基本計画」が策定されています（令和5年3月閣議決定）。

本市では、令和3年に「第六次和光市障害者計画・第6期和光市障害福祉計画」（前期計画）を策定し、市内に児童発達支援センター、基幹相談支援センターを設置するなど、障害者施策を推進してきましたが、こうした様々な情勢の変化にさらに対応するため、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第七次和光市障害者計画・第7期和光市障害福祉計画」（今期計画）を策定します。

今期計画でも、前期計画と同様、障害者計画（障害者施策の理念や目標、施策の体系や具体的施策等を規定）と障害福祉計画（障害福祉サービス等の提供体制やサービス必要量等を規定）の計画期間を統一して、両者を一体的に策定するほか、障害児福祉計画に定めるべき内容を包含し策定を行います。



## (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に関する基本指針の概要

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に関しては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）を令和5年5月に改正しています（子ども家庭庁・厚生労働省告示）。今回の見直しの主な事項としては、以下の項目が挙げられています。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

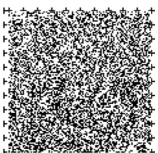
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画にあたる部分については、この基本指針に基づいて策定することが必要となっています。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画に含まれる各計画の法的根拠については以下のとおりです。

- ・障害者計画…障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」
- ・障害福祉計画…障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」
- ・障害児福祉計画…児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」





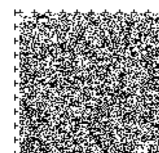
### 3 計画の期間

障害者計画・障害福祉計画共に、令和6年度から8年度までの3か年とし、両計画を一体的に策定します。

※障害福祉計画については、国の基本指針で期間が3年と定められている。

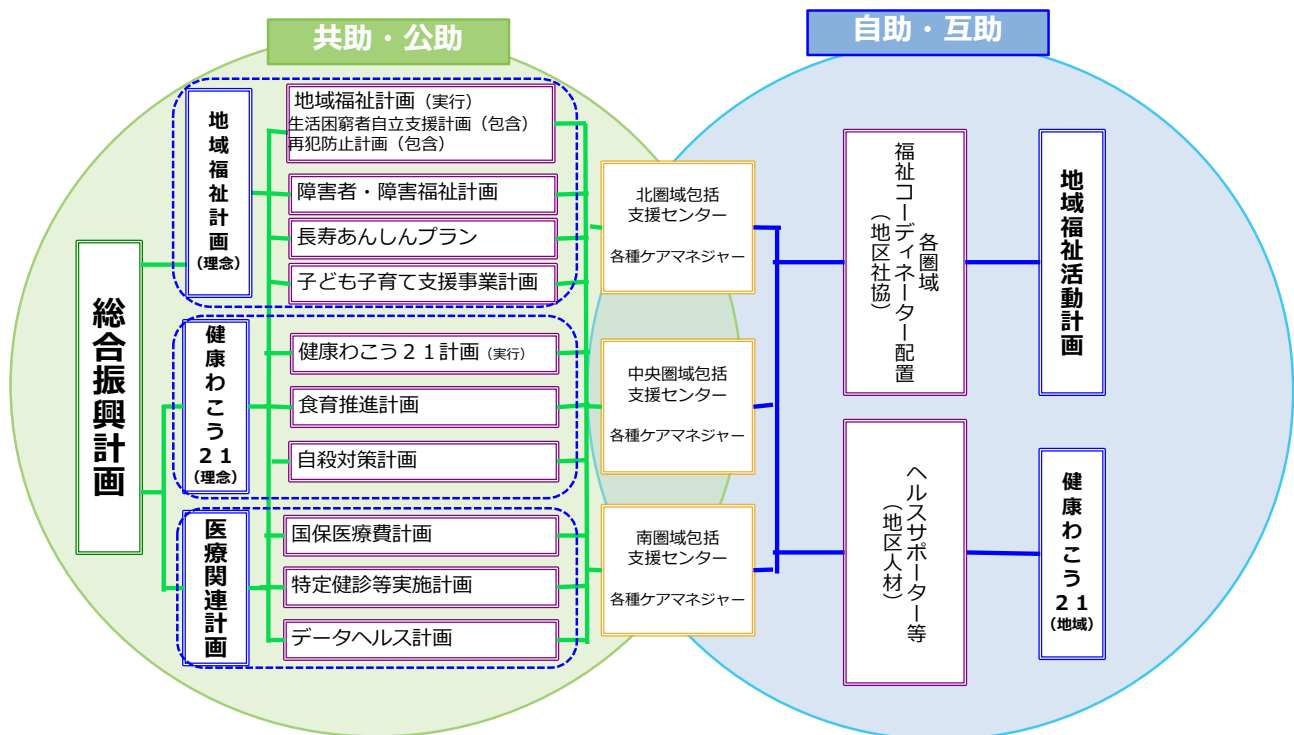
#### (参考) 関連計画の期間

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
福祉分野	第四次和光市地域福祉計画(中間見直し) 第2期和光市生活困窮者自立支援計画(包含) 再犯防止計画(包含)					第五次計画			
	第8期和光市長寿あんしんプラン			第9期和光市長寿あんしんプラン		第10期プラン			
	和光市第六次障害者計画			和光市第七次障害者計画		第八次計画			
	和光市第6期障害福祉計画			和光市第7期障害福祉計画		第8期計画			
	第2期和光市子ども・子育て支援事業計画				第3期計画				
保健医療分野	第二次健康わこう21計画							第三次計画	
	第三次和光市食育推進計画							第四次計画	
	和光市自殺対策計画		第2期計画					第3期計画	
	第2期和光市国保医療費計画			第3期計画		第4期計画			
	第2期和光市国民健康保険 保健事業実施計画(テータルス計画)			第3期計画					
	第3期和光市 特定健康診査等実施計画			第4期計画					

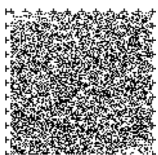


## 4 他計画等との関係

国の障害者基本計画や県の障害者支援計画を指針とし、「第五次総合振興計画」及び「第四次地域福祉計画（中間見直し）」に掲げる理念や方針を反映させた障害者福祉の総合的な計画として目標、具体的施策を示します。



上位計画	第五次総合振興計画
	第四次地域福祉計画（中間見直し）
地域福祉計画の実行計画として並列する計画	第9期長寿あんしんプラン
	第2期・第3期子ども・子育て支援事業計画
障害福祉計画に包含される計画	障害児福祉計画（第3期）
相互に関連する計画	第二次健康わこう21計画



## 5 計画の策定

---

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査や障害サービスの給付実績、相談支援事業所に対するヒアリング調査をもってニーズや課題の把握を行い、自立支援協議会における協議を経て策定します。

自立支援協議会においては、障害当事者や学識経験者、障害・地域福祉関係者、医療関係者、公募による市民等の幅広い委員で構成し、地域全体で障害者を支援するための計画策定を目指します。

## 6 計画の推進

---

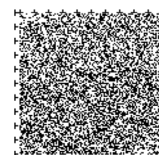
### (1) 計画の推進体制

本計画において、地域課題解消のための施策の方向性及び具体的支援策（サービス）の量の見込み・供給量を示します。本計画を実行計画として施策を実施し、地域共生社会の実現を目指します。また、計画の充実・見直し・機能の適正化を図る会議として、以下の会議を設置します。

#### ■和光市自立支援協議会

地域における障害福祉に係るシステムづくりの中核的役割を果たす組織。障害当事者や学識経験者、関連事業者、公募市民等により構成される。また、必要に応じて、より専門的な事項に対応するため各部会を設置する。

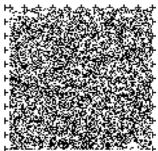
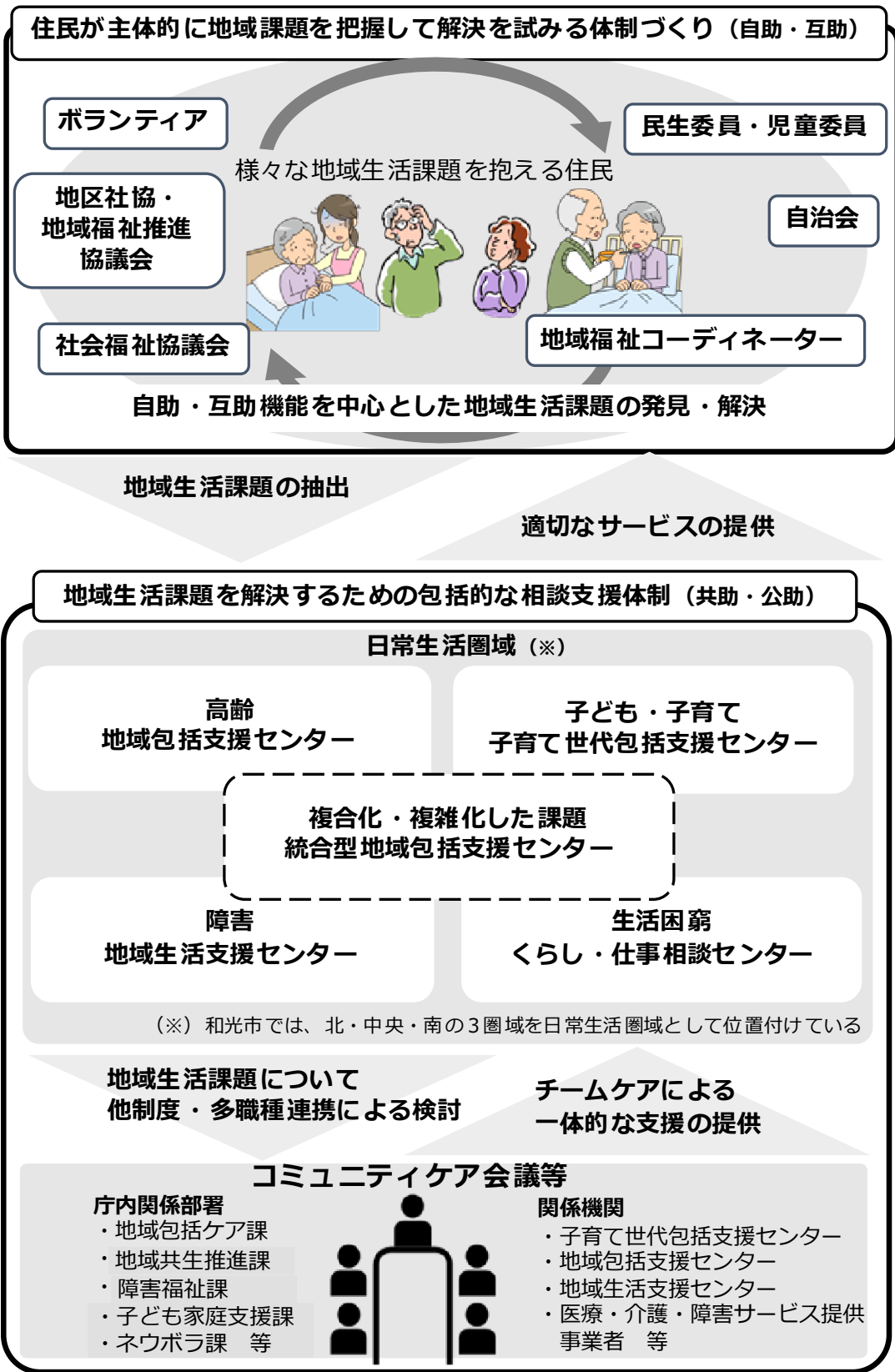
なお、自立支援協議会のあり方や運営方法については、今後検討していきます。



図表 和光市版地域共生社会実現のための包括的な支援体制（イメージ）

## 和光市地域包括ケア提供体制（イメージ）

住民に身近な圏域  
市町村域等

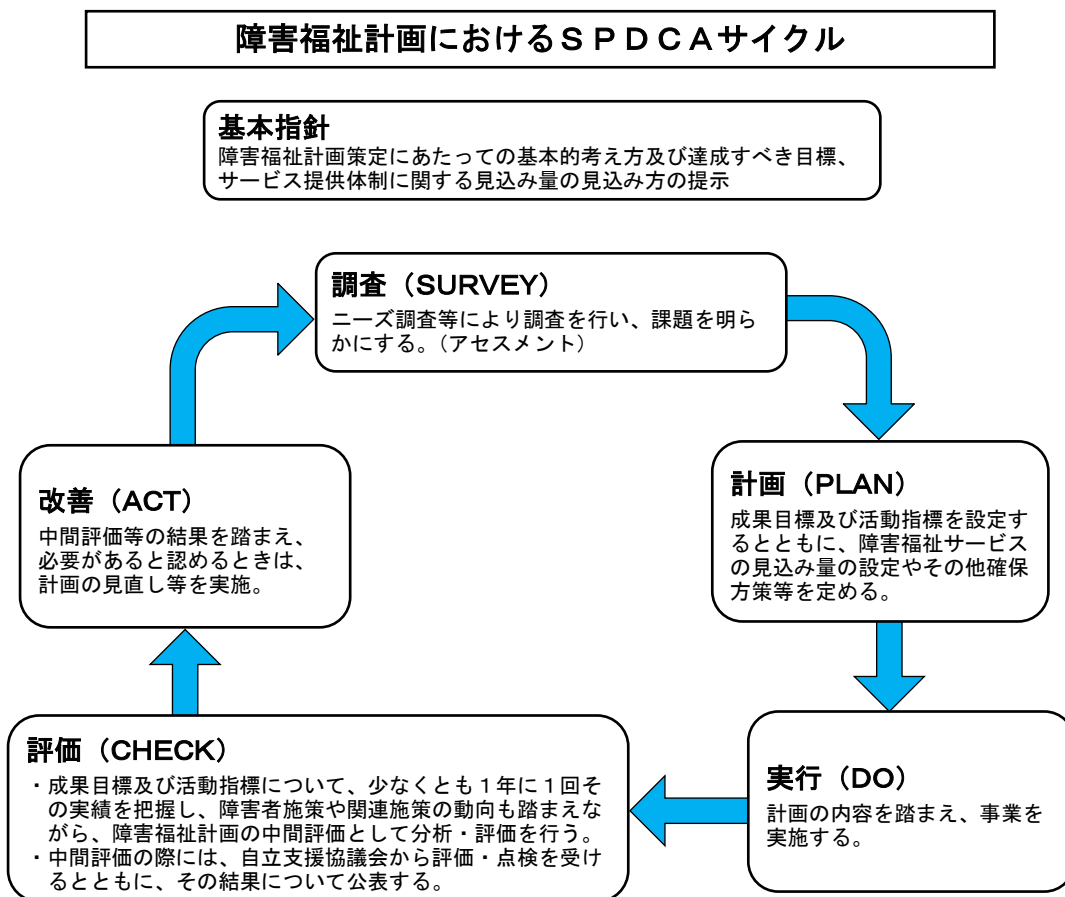


(2) SPDC A サイクルによる計画の見直し

市は、SPDC A サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況、成果目標及び活動指標の達成状況などについて、和光市自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について和光市ホームページ等で公表します。

また、必要があると認められるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

図表 障害福祉計画におけるSPDC A サイクル

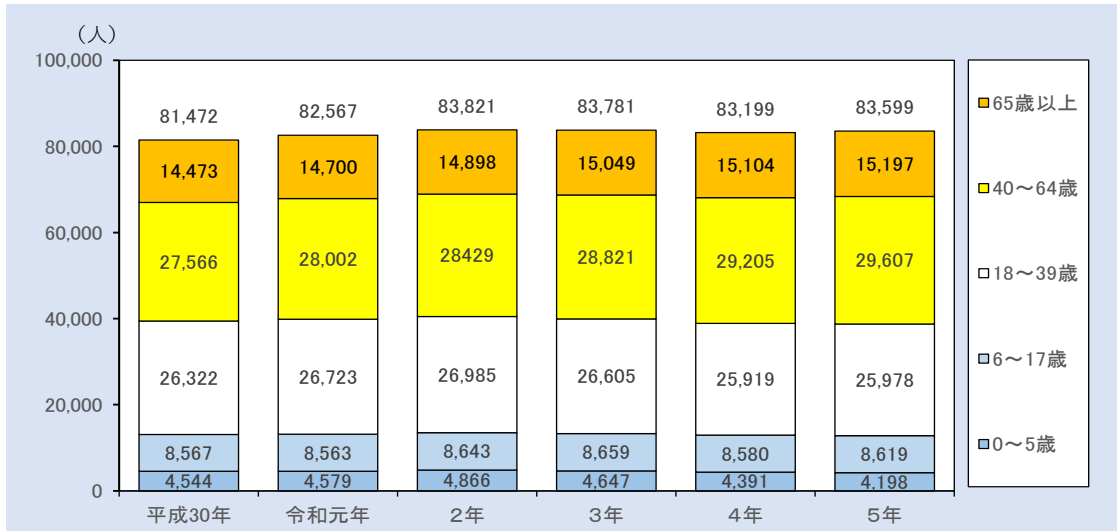


## 第2章 障害者の現状

### 1 人口の推移・推計

この5年間で総人口は 2,127 人 (2.6%) の増加となっています。65 歳未満人口は 2.1%の増となっていますが、65 歳以上は 14,473 人から 15,197 人へと、5.0%増と高齢化が進んでいます。18 歳未満人口については、13,111 人から 12,817 人と 2.2%の減となっており、本市でもこのところ少子化が進んでいます。

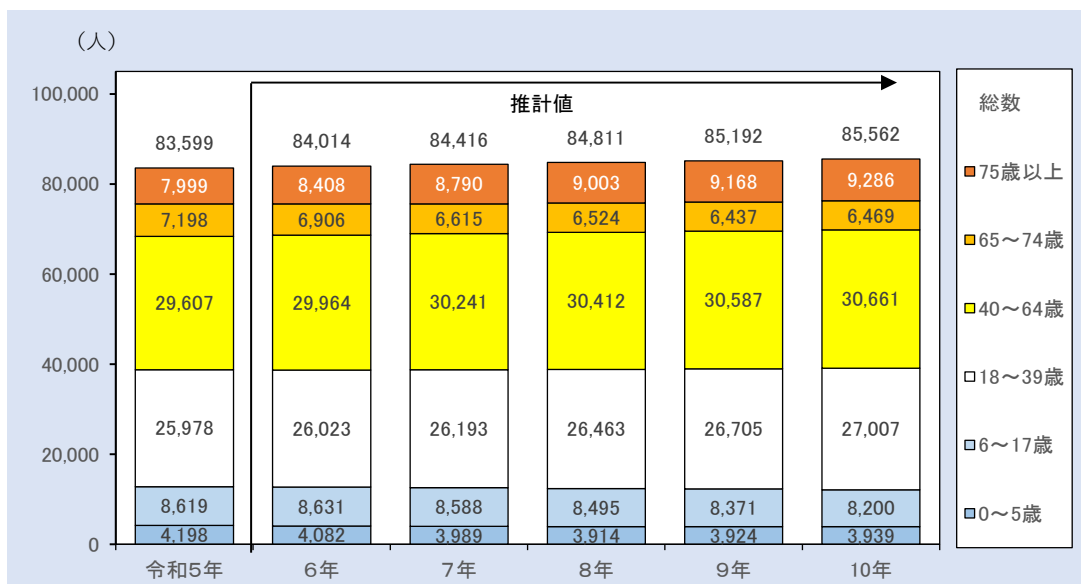
図表 人口の推移



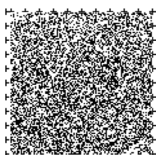
資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

令和5年までの人口実績から、令和10年までの本市の人口を推計すると、総人口は令和5年の 83,599 人から 2.3%増の 85,562 人に増加する見込みです。内訳をみると、18 歳未満の児童人口は 12,817 人から 5.3%減の 12,139 人、稼働年齢(18～64 歳)人口は 55,585 人から 3.7%増の 57,668 人、高齢人口は 15,197 人から 3.7%増の 15,755 人と、本市でも少子高齢化が進行していきます。

図表 人口の推計結果



資料：住民基本台帳人口からコーホート変化率法で推計（各年3月31日時点）



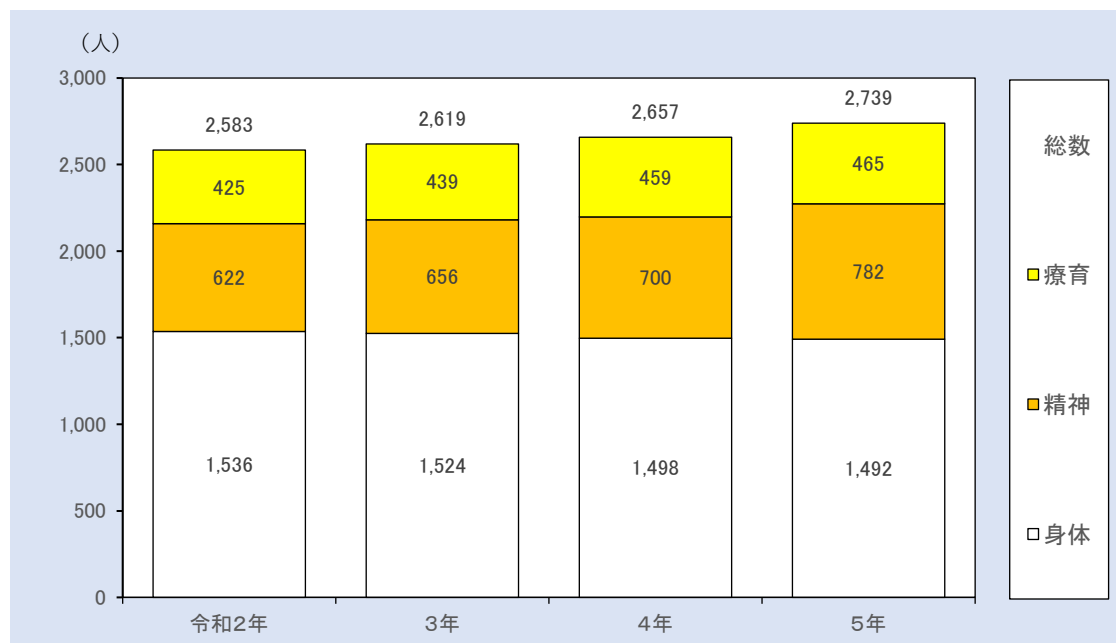
## 2 障害者数の推移

### (1) 障害種別手帳所持者数の推移（各年4月1日時点）

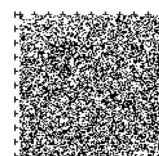
手帳の種類別に障害者手帳所持者の内訳をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が、令和2年 622 人、令和5年 782 人で、3年間で 160 人（25.7%）増と顕著に増加しています。

また、療育手帳所持者についても同期間に 40 人（9.4%）増と増加している一方、身体障害者手帳所持者については3年間で 44 人減と微減となっています。

図表 障害種別手帳所持者数・所持率の推移



資料：和光市業務資料（各年4月1日時点、複数手帳所持者はそれぞれの手帳所持者として計上）



## (2) 性別・年代別障害者手帳所持状況

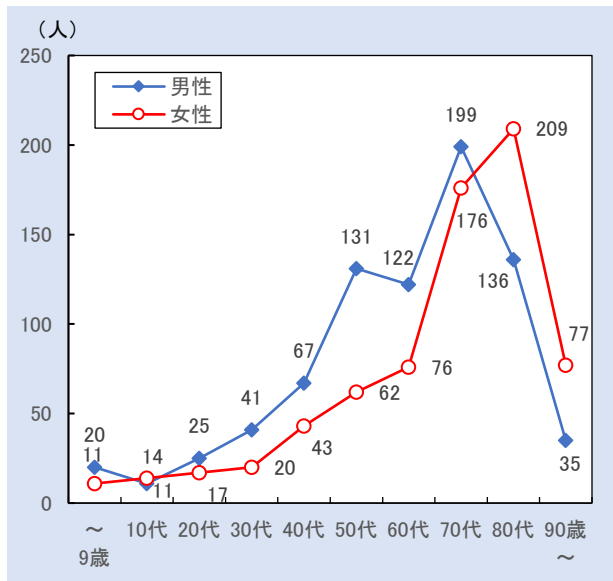
令和5年の身体障害者手帳所持者数を性別・年代別にみると、男性はピークが70代、女性は80代で、70代までは男性のほうが多いものの、80代以上は女性が上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、60代から80代は女性が上回っています。ピークは、男女とも40代、50代となっています。

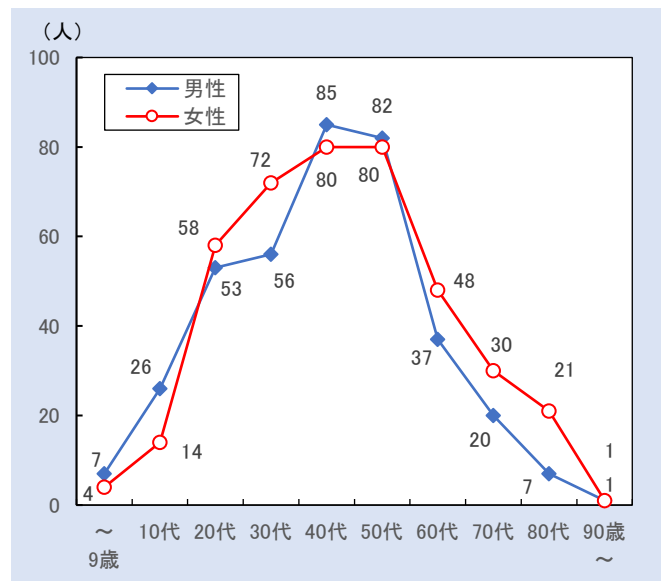
療育手帳所持者では、すべての年代で男性が女性の数を上回っています。ピークはともに10代ですが、男性では40代で30代よりも数が多くなっています。

図表 性別・年代別手帳所持者数

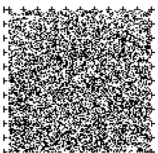
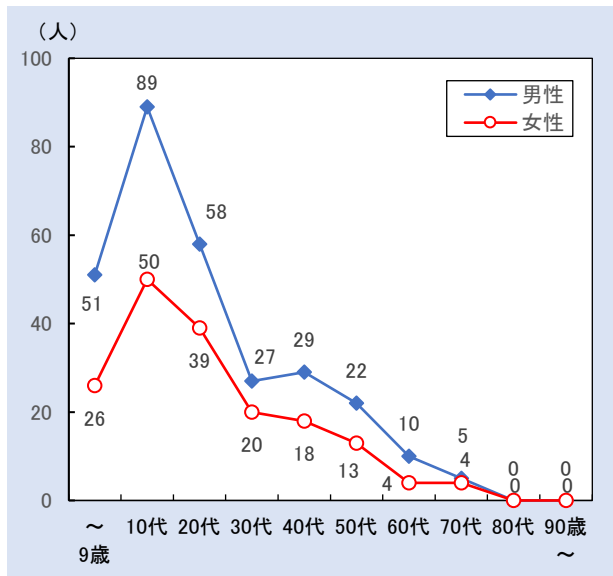
### ①身体



### ②精神



### ③療育





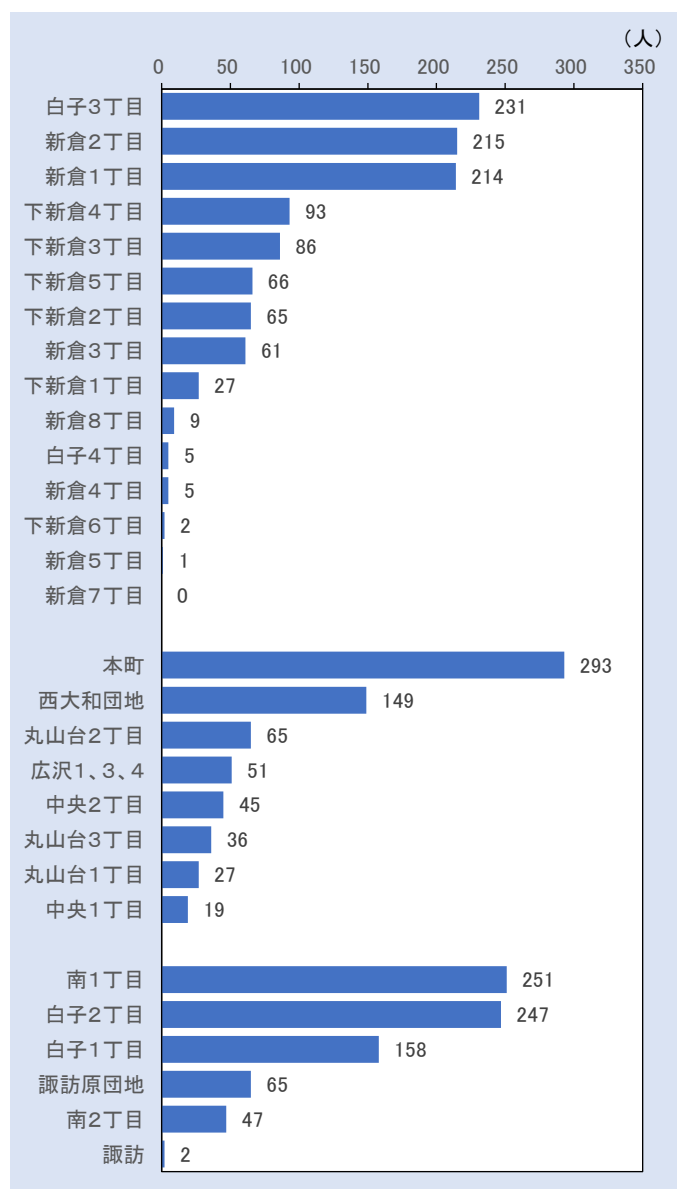
(3) 町字別障害者手帳所持状況 (R5年3月31日時点)

人口に対する障害者手帳の所持率が高い地区(町字)は、南エリアの南2丁目(6.8%)、中央エリアの西大和団地(6.5%)となっています。これらの地区には、いずれも築年数の古い団地があり、高齢化が進行している地区です。

一方、丸山台や下新倉2丁目等、比較的最近住宅地として開発された地区では、住民の年齢層も比較的若く、手帳所持率が低い傾向があります。

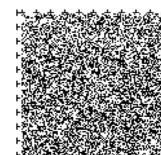
なお、新倉8丁目等、顕著に手帳所持率が高い地区もありますが、高齢者施設の設置により高くなっている等の特殊要因があります。

図表 町字別障害者手帳所持状況



町字	手帳所持者	人口	所持率
白子3丁目	236	8,313	2.8%
新倉2丁目	215	6,696	3.2%
新倉1丁目	214	7,447	2.9%
下新倉4丁目	93	3,070	3.0%
下新倉3丁目	86	3,968	2.2%
下新倉5丁目	66	1,736	3.8%
下新倉2丁目	65	3,859	1.7%
新倉3丁目	61	1,808	3.4%
下新倉1丁目	27	869	3.1%
新倉8丁目	9	35	25.7%
白子4丁目	5	232	2.2%
新倉4丁目	5	144	3.5%
下新倉6丁目	2	8	25.0%
新倉5丁目	1	27	3.7%
北エリア計	1,085	38,212	2.8%
本町	288	8,333	3.5%
西大和団地	139	2,126	6.5%
丸山台2丁目	76	3,875	2.0%
中央2丁目	46	1,496	3.1%
丸山台3丁目	46	2,206	2.1%
丸山台1丁目	33	1,084	3.0%
広沢	49	2,982	1.6%
中央1丁目	19	678	2.8%
中央エリア計	696	22,780	3.1%
白子2丁目	258	8,051	3.2%
南1丁目	252	6,859	3.7%
白子1丁目	169	5,631	3.0%
諏訪原団地	56	1,002	5.6%
南2丁目	48	709	6.8%
諏訪	2	336	0.6%
南エリア計	785	22,588	3.5%

資料：和光市業務資料 (令和5年4月1日時点)



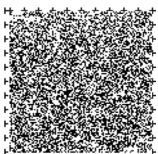
#### (4) 圏域別・身体障害者手帳の主障害別手帳所持者数

圏域別に身体障害者手帳の主障害をみると、いずれの圏域でも肢体不自由（下肢）が最も多くなっていますが、次いで多いのは北・中央エリアでは肢体不自由（上肢）、南エリアでは心臓機能障害となっています。

ほとんどの主障害が手帳所持者の多い北エリアで所持者数が最も多くなっていますが、音声・言語・そしゃく機能障害は、南エリアが13人と、最も多くなっています。

図表 身体障害者手帳主障害別手帳所持者数

主障害	北エリア	中央エリア	南エリア	全域
視覚障害	41	25	20	86
聴覚障害	48	37	29	114
平衡機能障害	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく機能障害	11	5	13	29
肢体不自由 上肢	135	69	83	287
肢体不自由 上肢機能	5	3	5	13
肢体不自由 下肢	150	108	116	374
肢体不自由 体幹	22	25	13	60
肢体不自由 移動機能	1	1		2
心臓機能障害	107	65	84	256
じん臓機能障害	54	39	39	132
呼吸器機能障害	12	2	3	17
ぼうこう・直腸機能障害	33	13	20	66
小腸機能障害	2		1	3
免疫機能障害	15	9	9	33
肝臓機能障害	0	2	1	3
計	636	404	436	1,476



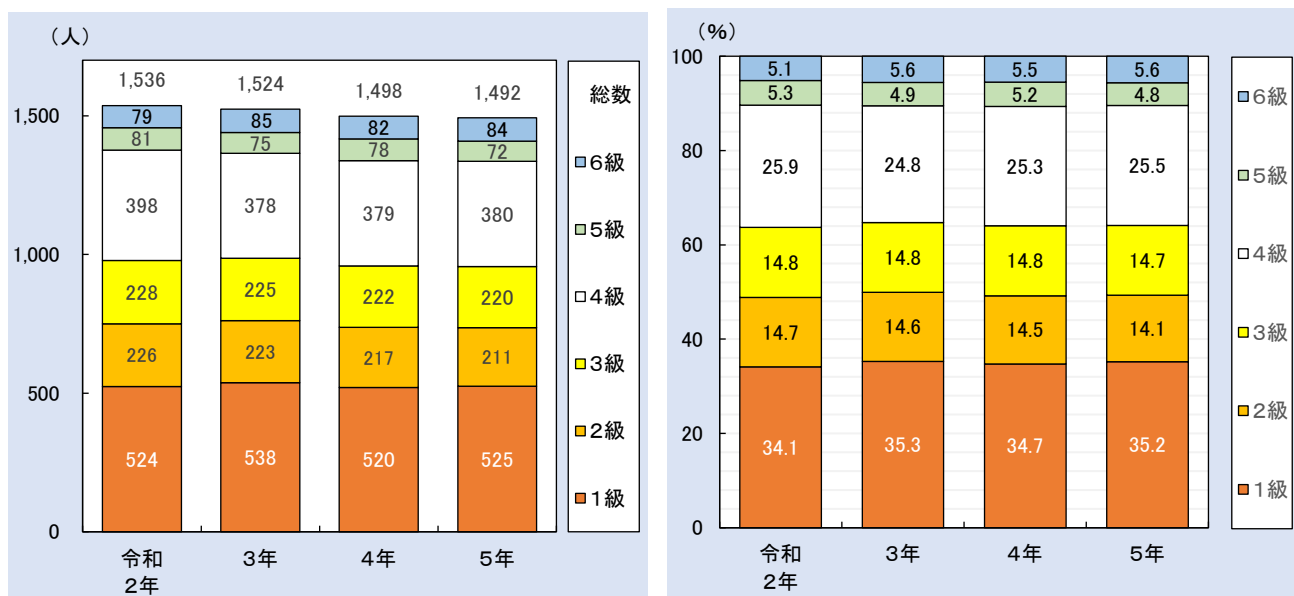
(5) 障害等級別手帳所持者数・割合の推移（各年4月1日時点）

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移については、全体的に微減傾向にあります。2級、4級は令和2年に比べ10人以上の減少となっています。年度別の等級構成の推移をみると、過去5年間で大きな変動は無く、概ね一定の構成比で推移しています。

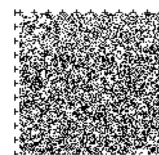
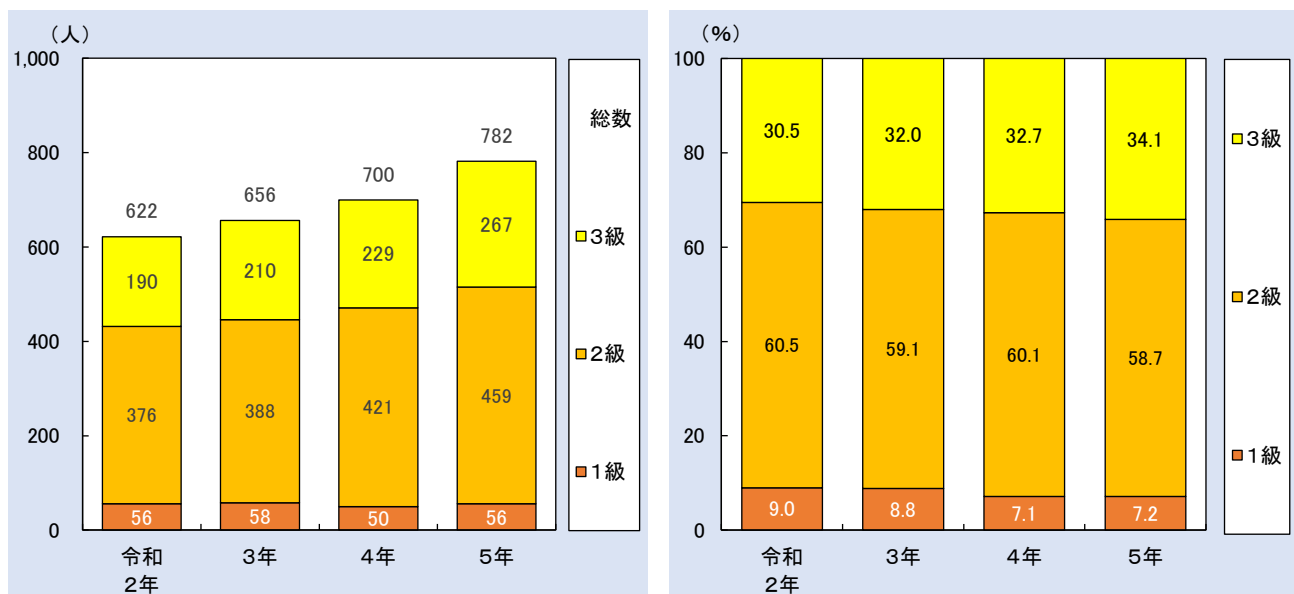
精神障害者保健福祉手帳所持者については、全体的に顕著な増加傾向にあります。等級別にみると、3級は77人（40.5%）増、2級は83人（22.1%）増と、軽度者の増加率が高くなっています。等級構成の推移でみると、1級、2級は微減、3級が増加となっています。

図表 障害等級別手帳所持者数・割合の推移

①身体



②精神

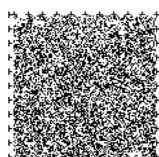
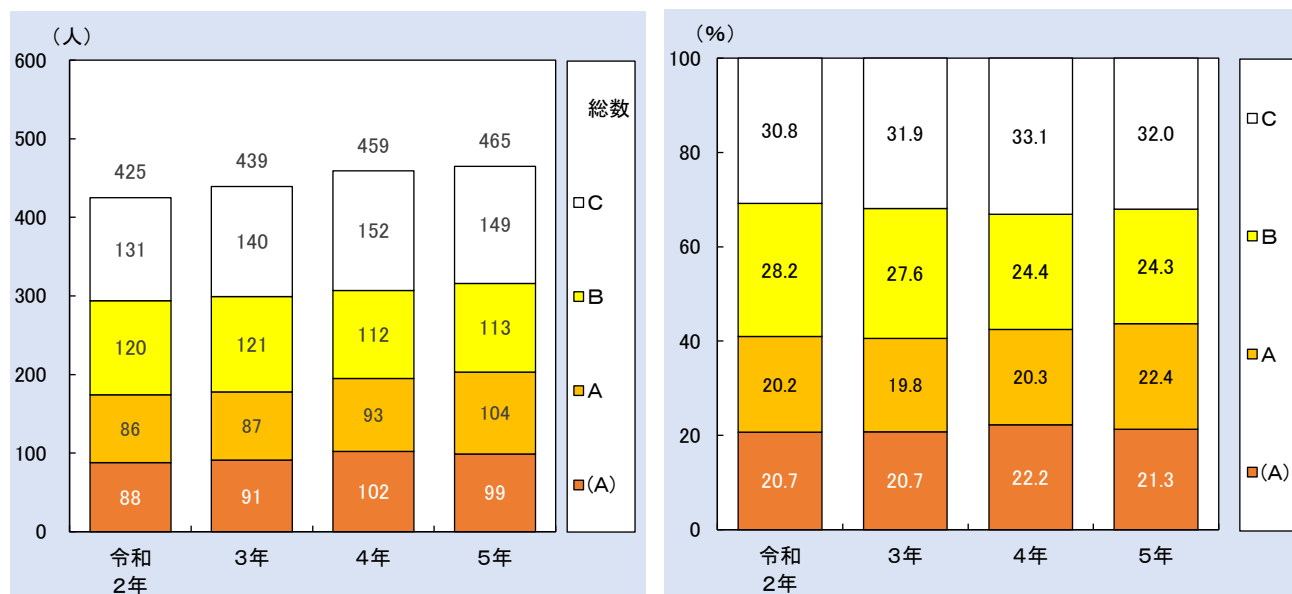


療育手帳所持者の等級別推移についても、全体的に増加傾向にあり、特にA、Cではそれぞれ18人（それぞれ20.9%、13.7%）増と、増加率が高くなっています。

等級構成の推移で見ると、増加率の高かったA、Cのシェアが高くなっている一方、Bのシェアが低下しています。

図表 障害等級別手帳所持者数の推移

③療育



## 3 障害児・者の教育・就労環境及び状況

## (1) 就学状況

## ①ーa 特別支援学級（知的障害学級）設置状況及び利用児童数推移

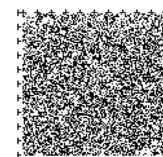
圏域	学校区分	学校名	R5設置状況	H30	R1	R2	R3	R4	R5
北	小学校	白子小学校	○	6	7	4	5	6	6
		新倉小学校	○	1	3	4	7	5	4
		北原小学校	○	0	0	2	3	3	3
		下新倉小学校	○	7	6	8	7	4	4
中央	小学校	本町小学校							
		広沢小学校	○	6	7	6	5	7	7
		第三小学校	○	4	3	3	4	3	3
	中学校	大和中学校	○	3	2	5	6	9	7
		第二中学校	○	4	11	14	20	16	13
南	小学校	第四小学校	○	4	3	2	4	4	6
		第五小学校							
	中学校	第三中学校							
合計	小学校計			28	29	29	35	32	33
	中学校計			7	13	19	26	25	20

## ①ーb 特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）設置状況及び利用児童数推移

圏域	学校区分	学校名	R5設置状況	H30	R1	R2	R3	R4	R5
北	小学校	白子小学校	○	4	4	4	4	3	5
		新倉小学校	○	2	3	5	4	3	10
		北原小学校							
		下新倉小学校	○	7	7	9	9	10	11
中央	小学校	本町小学校							
		広沢小学校	○	14	12	11	9	13	12
		第三小学校	○					3	5
	中学校	大和中学校	○	4	4	5	5	7	5
		第二中学校	○	6	4	4	7	7	11
南	小学校	第四小学校	○	6	9	7	8	8	9
		第五小学校							
	中学校	第三中学校							
合計	小学校計			33	35	36	34	40	52
	中学校計			10	8	9	12	14	16

## ①ーc 特別支援学級（難聴児対象）の設置状況

難聴児を対象とした学級は、平成30年度から本町小学校で開設しています。令和5年度現在の利用児童数は、本町小学校4名となっています。



②－a 和光特別支援学校（肢体不自由）

学年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学部	75 (6)	77 (7)	77 (9)	80 (9)	83 (10)	81 (10)
中学部	31 (1)	35 (1)	38 (2)	38 (3)	33 (3)	35 (3)
高等部	40 (0)	25 (0)	24 (0)	25 (0)	31 (3)	40 (3)
合計	146 (7)	137 (8)	139 (11)	143 (12)	147 (16)	156 (16)

※( )内は和光市在住

②－b 和光南特別支援学校（知的障害）

学年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学部	113 (25)	111 (26)	118 (25)	119 (25)	131 (24)	146 (30)
中学部	67 (16)	77 (15)	73 (18)	75 (17)	73 (18)	80 (14)
高等部	135 (25)	123 (26)	123 (23)	84 (21)	82 (24)	84 (30)
合計	315 (66)	311 (67)	314 (66)	278 (63)	286 (66)	310 (74)

※( )内は和光市在住

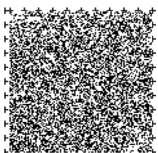
(2) 就労状況

①障害者雇用率（朝霞ハローワーク管内）

年度	企業数	法定 労働者数	雇用 障害者数	雇用率
H29	152	31,507.5	613.0	1.95%
H30	172	34,876.5	665.5	1.91%
R1	171	34,270.0	707.5	2.06%
R2	171	33,760.0	768.0	2.27%
R3	179	34,795.0	783.0	2.25%
R4	178	36,000.0	845.0	2.35%

②和光市障害者就労支援センター 就労者数

年度	就労者数	内訳			
		身体	知的	精神	その他
H29	94	18	40	24	12
H30	108	18	48	27	15
R1	126	21	50	37	18
R2	134	22	52	40	20
R3	142	24	48	49	21
R4	159	22	55	59	23



## 4 障害福祉サービスの現状

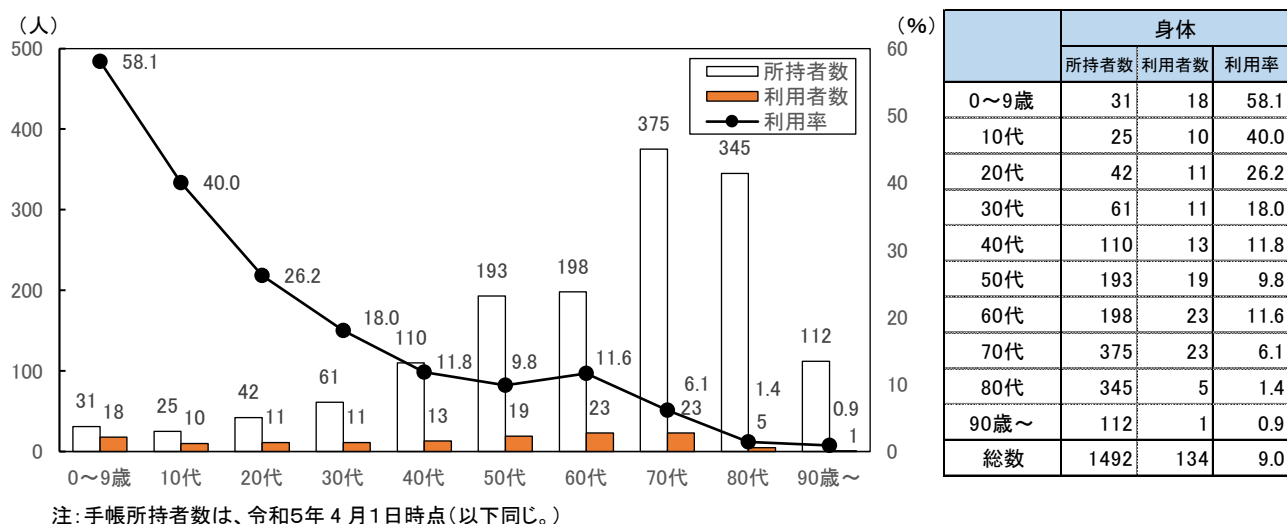
### (1) 年代別サービス利用状況

令和5年度における身体障害者手帳所持者のサービス利用状況については、手帳所持者数のピークは70代ですが、サービス利用者数のピークは60代、70代となっています。65歳から利用サービスが障害サービスから介護サービスに切り替わっていることを反映していると考えられます。

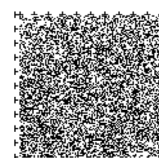
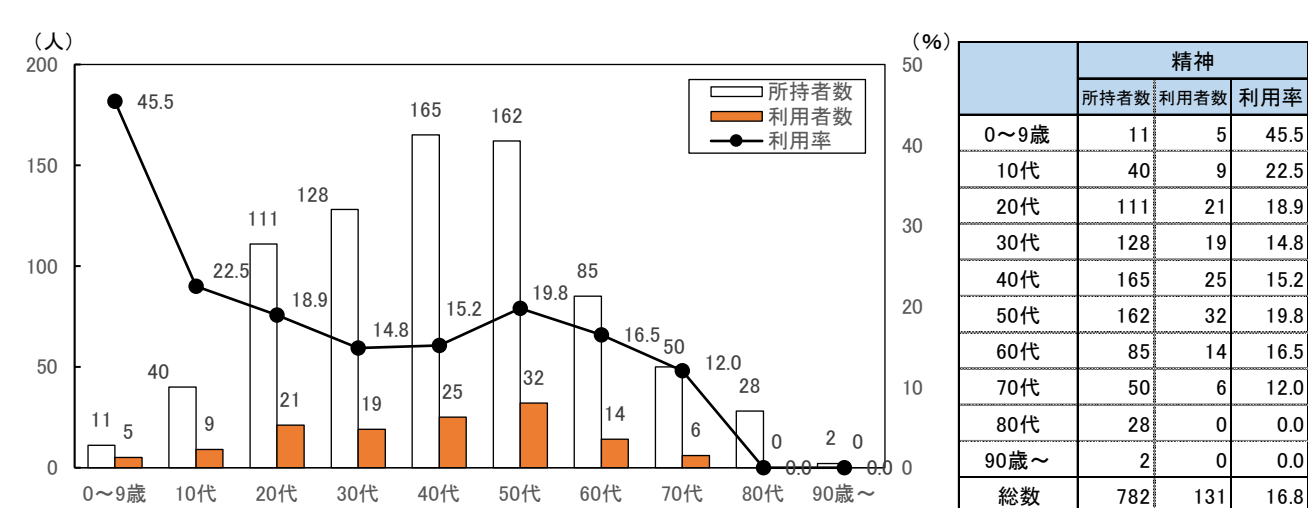
精神障害者保健福祉手帳所持者については、サービス利用者数のピークは50代となっています。60代から利用者数が大きく減っています。

図表 年代別サービス利用状況（令和5年度）

#### ①身体



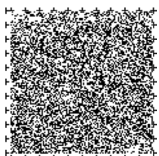
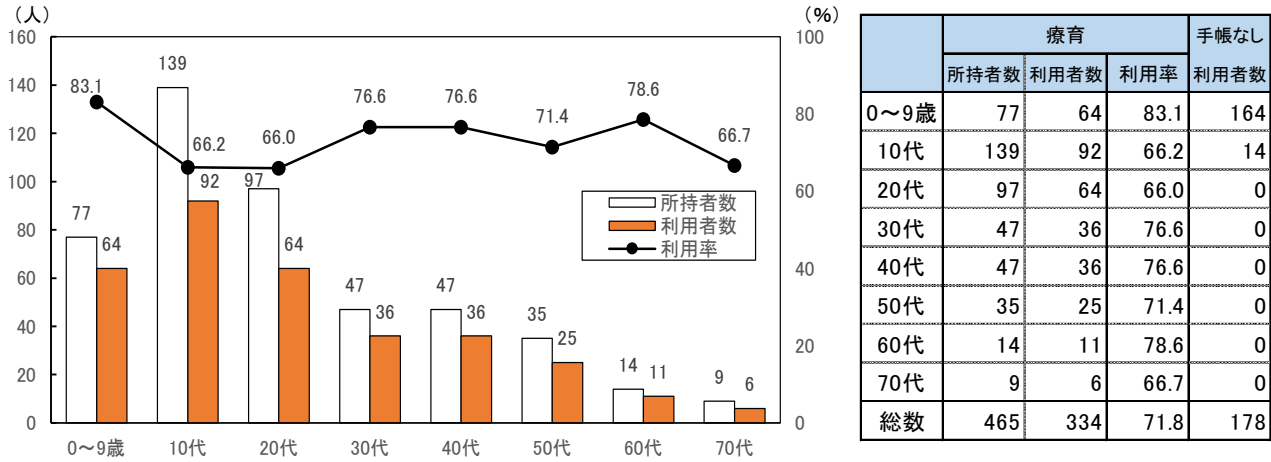
#### ②精神



療育手帳所持者については、手帳所持者数、利用者数のピークは10代となっています。0～9歳、10代では、手帳を所持していない児童が多数サービスを利用しています。

図表 年代別サービス利用状況

③療育





## (2) 各障害福祉サービス利用状況

## ①訪問系サービス

訪問系サービスでは、居宅介護の利用が計画比で少なくなっています。

		(1) 居宅介護			(2) 重度訪問介護			(3) 同行援護		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	101	104	110	4	5	5	22	25	27
	実績	85	77	77	4	3	2	19	18	16
利用時間(時間/月)	計画	929	967	1,045	540	660	660	231	260	284
	実績	797	784	795	694	408	401	204	195	201

		(4) 行動援護			(5) 重度障害者等包括支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	3	3	4	1	1	1
	実績	2	3	3	0	0	0
利用時間(時間/月)	計画	21	21	26	160	160	160
	実績	4	6	7	0	0	0

※R5年度については見込み(以下同じ。)

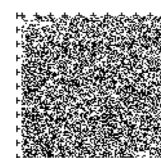
## ②日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、就労移行支援、就労継続支援B型の利用が計画より多くなっています。

		(1) 生活介護			(2) 自立訓練(機能訓練)			(3) 自立訓練(生活訓練)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	140	148	154	1	2	2	6	8	8
	実績	128	124	126	2	2	1	5	4	4
利用日数(日/月)	計画	2,086	2,190	2,294	15	30	30	78	96	96
	実績	2,177	2,205	2,296	13	30	21	34	27	30

		(4) 就労移行支援			(5) 就労継続支援A型(雇用型)			(6) 就労継続支援B型(非雇用型)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	17	20	24	9	10	12	96	104	107
	実績	35	46	40	10	8	9	107	118	122
利用日数(日/月)	計画	315	336	379	144	165	189	1,459	1,580	1,605
	実績	306	347	405	149	155	136	1,726	1,872	1,992

		(7) 就労定着支援			(8) 療養介護			(9) 短期入所(ショートステイ)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	8	10	12	5	6	6	16	18	22
	実績	10	11	14	5	5	4	17	26	28
利用日数(日/月)	計画				124	144	144	91	104	136
	実績				128	147	93	101	130	124



### ③居住系サービス

居住系サービスでは、グループホーム<sup>\*</sup>の利用が計画より多くなっています。

		(1) 共同生活援助（グループホーム）			(2) 施設入所支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	59	63	66	42	43	43
	実績	63	66	68	44	43	43
利用日数(日/月)	計画	1,593	1,663	1,702	1,218	1,226	1,226
	実績	1,668	1,744	1,948	1,228	1,232	1,287

### ④相談支援

計画相談支援は、概ね計画に近い利用人数となっています。

		(1) 計画相談支援			(2) 地域相談支援（地域移行支援）			(3) 地域相談支援（地域定着支援）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/年)	計画	369	377	386	1	1	1	1	1	1
	実績	354	362	395	0	0	0	0	0	0

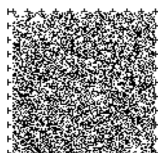
		(4) 自立生活援助		
		R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/年)	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

### ⑤障害児支援

障害児支援では、児童発達支援、障害児相談支援の利用が計画を大きく上回っています。

		(1) 児童発達支援			(2) 医療型児童発達支援			(3) 放課後等デイサービス		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	108	112	118	0	0	1	160	166	174
	実績	146	166	176	0	0	0	167	182	222
利用日数(日/月)	計画	572	604	649	0	0	5	1,808	1,875	1,948
	実績	699	802	829	0	0	0	1,753	1,838	1,975

		(4) 保育所等訪問支援			(5) 居宅訪問型児童発達支援			(6) 障害児相談支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	8	10	12	2	2	2	263	274	282
	実績	12	14	13	1	0	0	313	349	385
利用日数(日/月)	計画	12	15	18						
	実績	13	15	18						



## (3) 地域生活支援事業利用状況

## ① 必須事業

必須事業では、実績が計画を下回っている事業が多くなっています。

		(1) 理解促進研修・啓発事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
あいさポーター 実人数(人)	計画	470	510	530
	実績	456	477	497

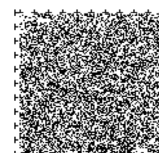
		(2) 自発的活動支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
補助金支出団体数 (団体)	計画	1	2	2
	実績	1	1	1

		(3) 相談支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業 (箇所)	計画	3	4	4
	実績	3	3	3

		(4) 成年後見制度利用支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	13	14	15
	実績	7	9	10

		(5) 成年後見制度法人後見支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
市民後見人養成講座 受講者数(人)	計画	20	20	20
	実績	10	8	4

		(6) 意思疎通支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者派遣 年間実利用者数(人)	計画	4	5	5
	実績	1	4	3
要約筆記者 年間実利用者数(人)	計画	2	3	3
	実績	1	0	0
手話通訳者の設置 (設置箇所)	計画	0	0	1
	実績	0	0	0



		(7) 日常生活用具給付等事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
①介護・訓練支援用具	計画	4	4	4
	実績	6	3	4
②自立生活支援用具	計画	8	8	8
	実績	10	6	8
③在宅療養等支援用具	計画	8	8	8
	実績	8	6	8
④情報・意思疎通 支援用具	計画	40	40	40
	実績	33	31	30
⑤排せつ管理支援用具	計画	780	780	780
	実績	739	741	740
⑥居宅生活動作 補助用具	計画	2	2	2
	実績	0	0	0

		(8) 手話奉仕員養成研修事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
研修受講者数 (人)	計画	0	0	20
	実績	0	0	21

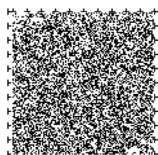
		(9) 移動支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	82	83	86
	実績	78	78	76
年間延利用時間 (時間)	計画	5,248	5,312	5,418
	実績	4,667	4,949	5,420

## ②任意事業

任意事業では、診断書料助成事業や難病患者入院見舞金事業で計画を上回る利用があります。

		(1) 訪問入浴サービス事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	7	7	7
	実績	8	8	7

		(2) 日中一時支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	9	10	11
	実績	2	1	6



		(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
月間実利用者数 【運転免許】(人)	計画	1	1	1
	実績	1	0	1
月間実利用者数 【自動車改造】(人)	計画	1	1	1
	実績	0	0	1

		(4) 更生訓練費		
		R3年度	R4年度	R5年度
月間実利用者数 (人)	計画	30	33	35
	実績	21	31	30

		(5) 地域生活支援事業マネジメント		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	8	8	8
	実績	12	17	8

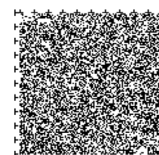
		(6) 生活サポート事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	65	65	65
	実績	47	48	47

		(7) 食の自立支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 【配食サービス】(人)	計画	6	6	6
	実績	4	5	4
年間実利用者数 【栄養マネジメント】	計画	4	4	4
	実績	1	1	2

		(8) タクシー助成事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間利用枚数 (枚)	計画	8,313	8,479	8,648
	実績	6,185	5,841	7,334

		(9) 燃料費補助事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	495	495	500
	実績	494	423	430

		(10) 診断書料助成事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	308	314	320
	実績	312	361	415

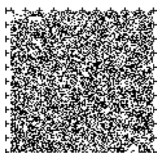


		(11) 重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

		(12) 緊急通報システム		
		R3年度	R4年度	R5年度
月間実利用者数 (人)	計画	11	12	14
	実績	8	8	8

		(13) 難病患者入院見舞金事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間支給件数 (件)	計画	35	36	36
	実績	43	45	47
年間実利用者数 (人)	計画	35	36	36
	実績	39	45	47

		(14) 障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金		
		R3年度	R4年度	R5年度
実利用者数 (人)	計画	47	51	54
	実績	47	46	48



## 5 障害者（児）の生活

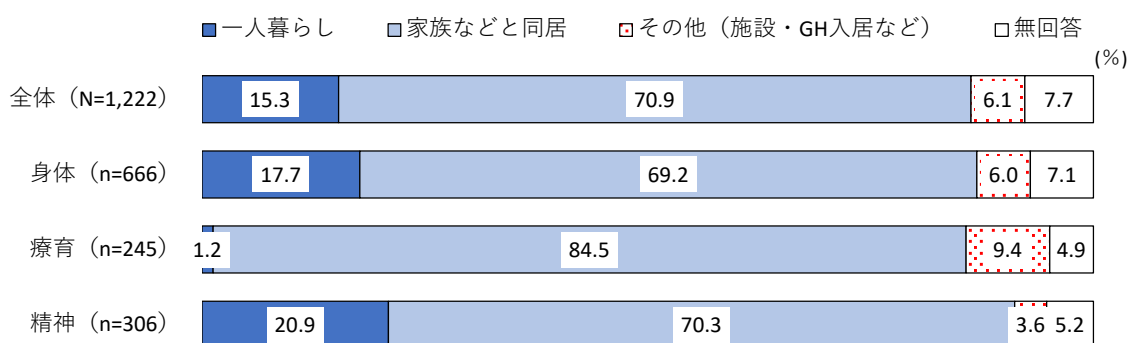
### （1）ニーズ調査結果

本市では、障害児者（手帳所持者）の実態や生活課題を把握するため、令和4年10月に和光市障害福祉ニーズ調査（チャレンジドチェック）を郵送配布・回収によって実施しました。以下はその結果から見える障害児者の生活の現状等です。

#### ①家族構成

家族構成は、全体では「家族などと同居」が70.9%で最も多く、次いで「一人暮らし」（15.3%）、「その他（施設・GH入所など）」（6.1%）となっています。18歳未満が半数近い療育手帳所持者では、「家族などと同居」（84.5%）、「その他（施設・GH入所など）」（9.4%）の割合が比較的高くなっています。

図表 家族構成

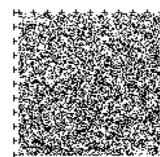
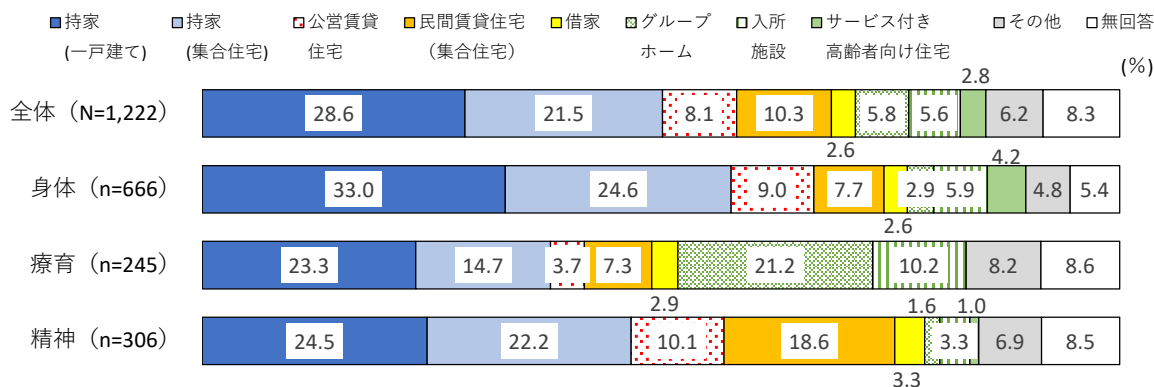


#### ②住まい

今後の住まいの希望は、全体では「持家（一戸建て・集合住宅）」がほぼ半数で最も多く、次いで「（公営・民間）賃貸住宅（一戸建て・集合住宅）」（18.4%）、「グループホーム」（5.8%）、「入所施設」（5.6%）などとなっています。

手帳の種類別では、療育手帳所持者で「グループホーム」、「入所施設」がそれぞれ21.2%、10.2%と高くなっています。

図表 希望する住まい

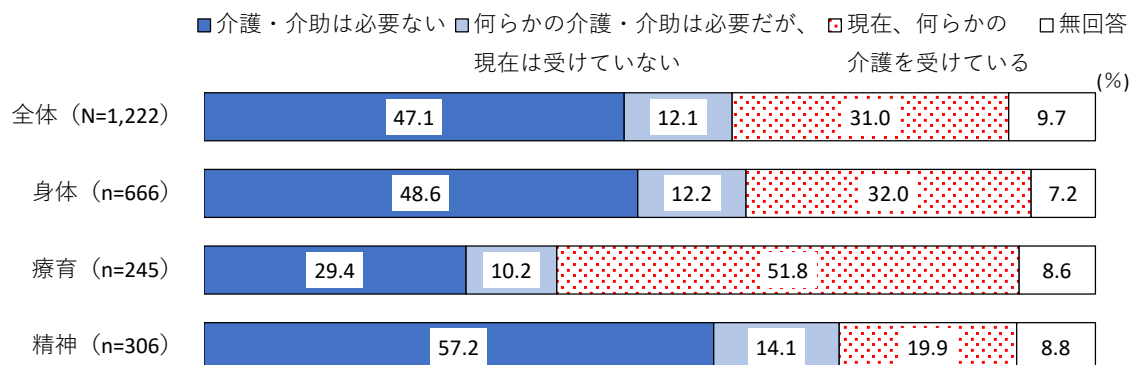


### ③介護・介助の要否

普段の生活での介護・介助の必要性については、全体では「介護・介助は必要ない」が47.1%で最も多く、次いで「現在、何らかの介護を受けている」(31.0%)、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(12.1%)の順となっています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「現在、何らかの介護を受けている」との回答が51.8%と半数を超えています。

図表 介護・介助の要否

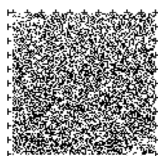
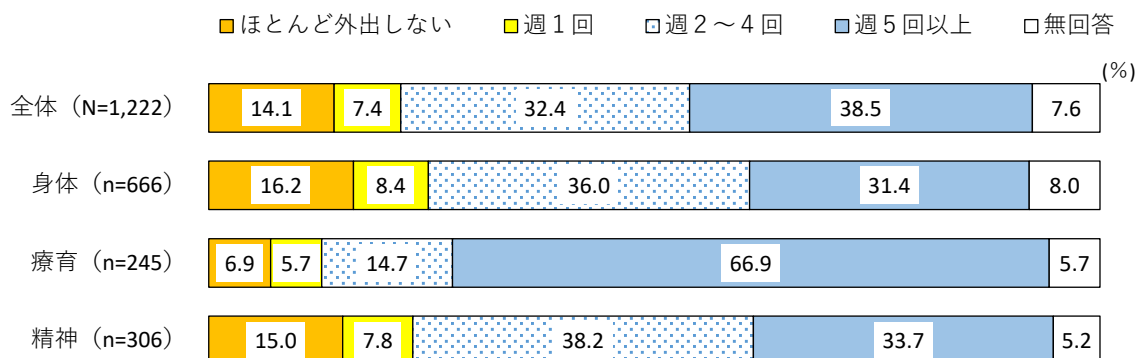


### ④外出

外出の頻度を全体で見ると、閉じこもり傾向にあると評価される「ほとんど外出しない」、「週1回」が合わせて21.5%になっています。

手帳の種類別では、通学している若年者が多い療育手帳所持者では、「ほとんど外出しない」が6.9%と他の手帳所持者に比べてその割合が低い一方、「週5回以上」が66.9%と7割近くを占めています。

図表 外出の頻度



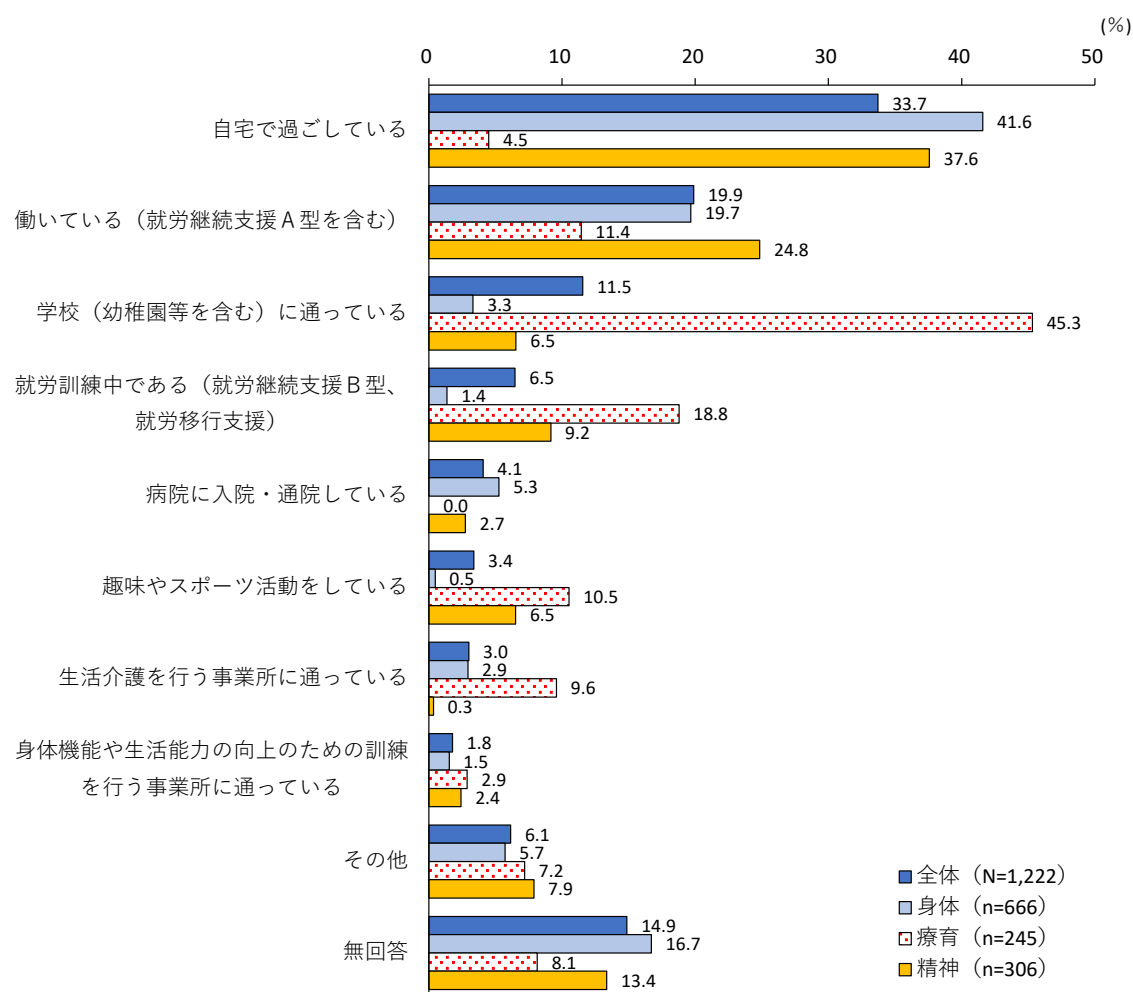


## ⑤日中活動

平日の日中の過ごし方を全体で見ると、「自宅で過ごしている」が33.7%で最も多く、次いで「働いている（就労継続支援A型を含む）」（19.9%）、「学校（幼稚園等を含む）に通っている」（11.5%）などが続いています。

手帳の種類別にみると、児童・生徒の多い療育手帳所持者では、「学校（幼稚園等を含む）に通っている」が45.3%で最も多く、次いで「就労訓練中である（就労継続支援B型、就労移行支援）」（18.8%）、「働いている（就労継続支援A型を含む）」（11.4%）などが続いています。

図表 平日の日中の過ごし方

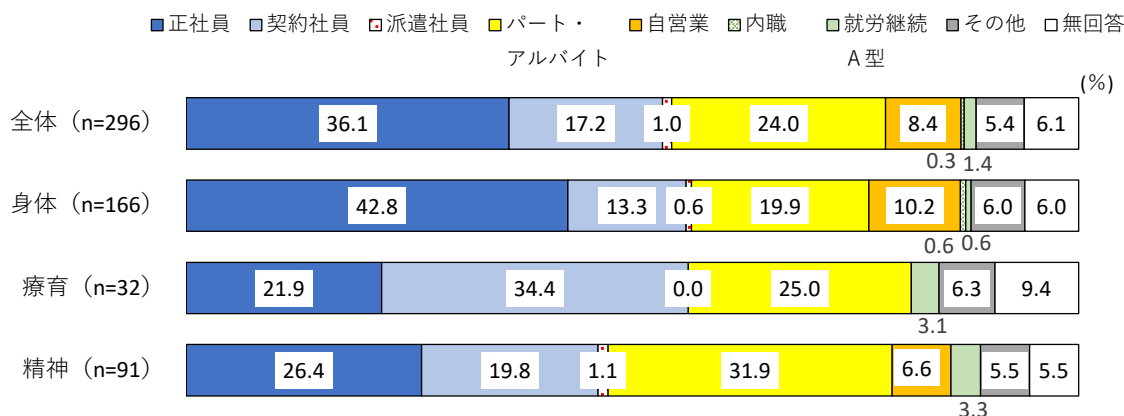


## ⑥就労

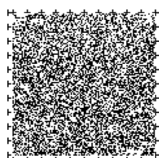
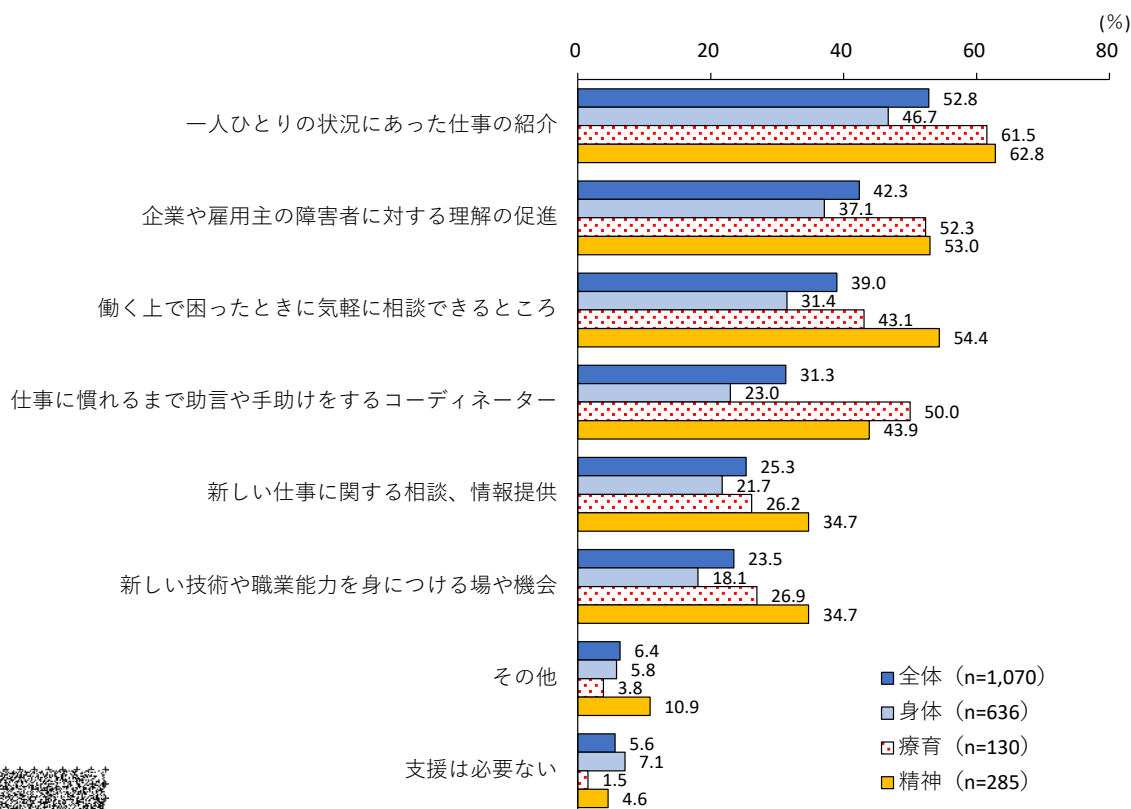
仕事をしていると回答した方の仕事の形態は、全体では「正社員」が36.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」(24.0%)、「契約社員」(17.2%)、「自営業」(8.4%)の順となっています。手帳の種類別では、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「パート・アルバイト」が31.9%で最も多くなっています。

必要な就労支援としては、全体では「一人ひとりの状況に合った仕事の紹介」が52.8%で最も多く、次いで「企業や雇用主の障害者に対する理解の促進」(42.3%)、「働くうえで困ったときに気軽に相談できる場所」(39.0%)などの順となっています。

図表 就労形態



図表 必要な就労支援（複数回答）

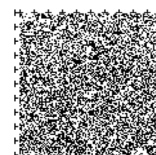
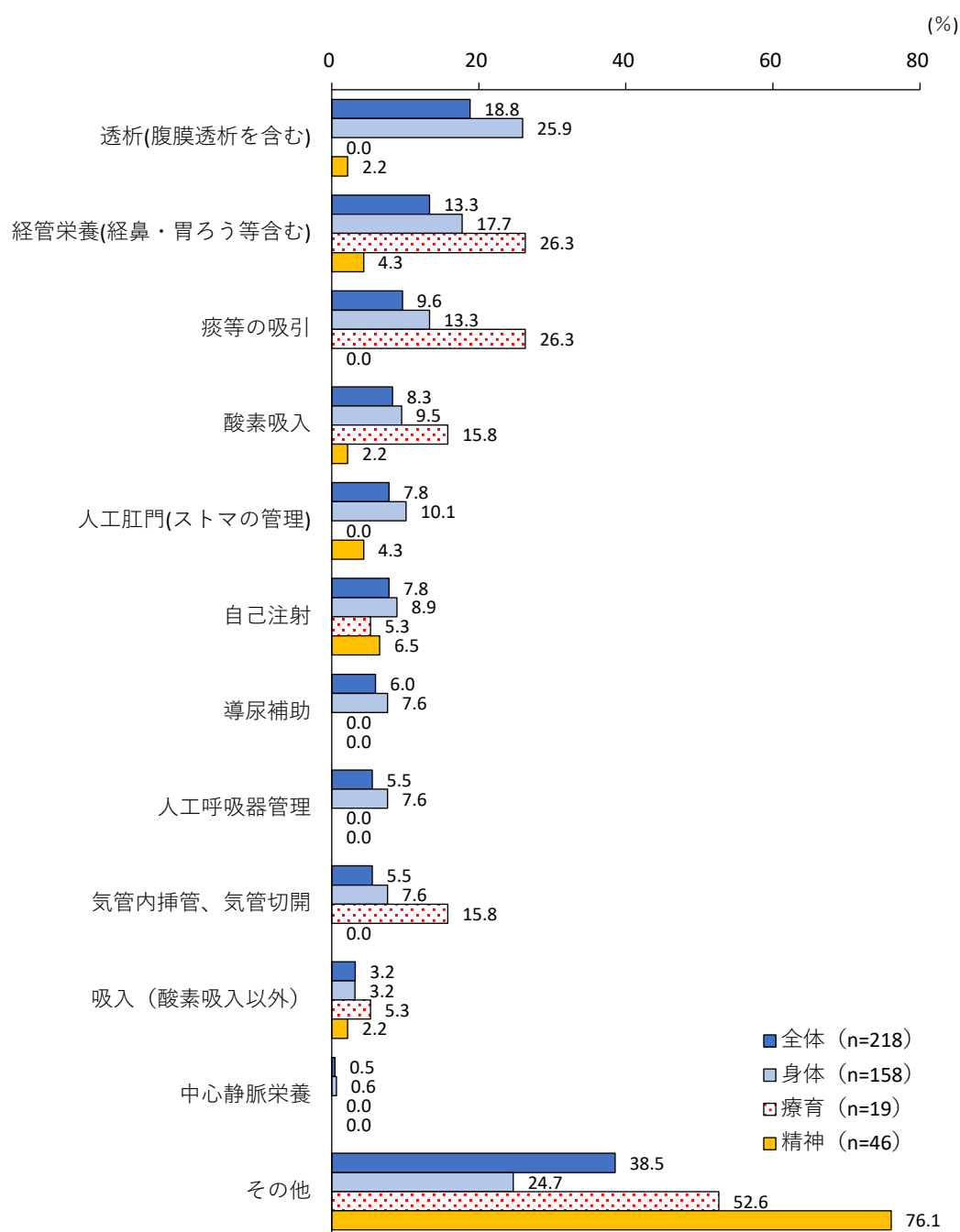


## ⑦医療

日常的に医療的ケアが必要かについては、全体では17.8%が「はい」（必要）と回答しています。手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者23.7%、療育手帳所持者7.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者15.0%と、高齢者の多い身体障害者手帳所持者で最もその割合が高くなっています。

医療的ケアが必要と答えた方の具体的なケアは、全体では「透析(腹膜透析を含む)」が18.8%で最も多く、次いで「経管栄養(経鼻・胃ろう等含む)」(13.3%)、「痰等の吸引」(9.6%)などが続いています。手帳の種類別にみると、未成年者の多い療育手帳所持者では、「経管栄養(経鼻・胃ろう等含む)」、「痰等の吸引」がそれぞれ26.3%で最も多く、次いで「酸素吸入」、「気管内挿管、気管切開」(それぞれ15.8%)などが続いています。

図表 必要な医療的ケア（複数回答）

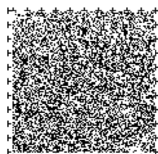
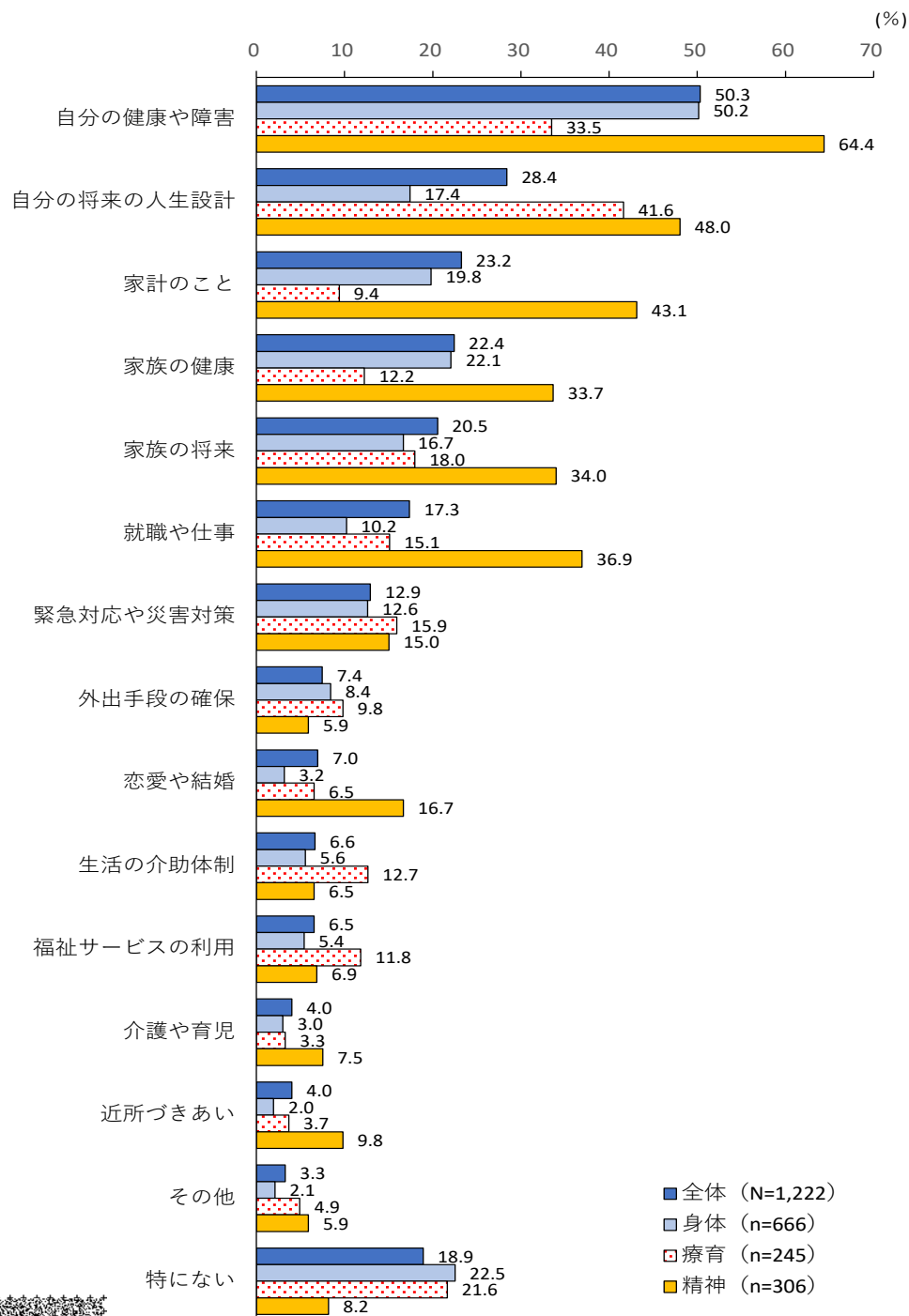


## ⑧相談・支援

現在の悩みや困りごととしては、全体では「自分の健康や障害」が 50.3%で最も多く、次いで「自分の将来の人生設計」(28.4%)、「家計のこと」(23.2%)、「家族の健康」(22.4%) などが続いています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「自分の将来の人生設計」(41.6%) が最も多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では、回答の比較的多かった6項目の選択肢全てで、他の手帳所持者よりその割合が高くなっています。

図表 現在の悩みや不安、困りごと（複数回答）



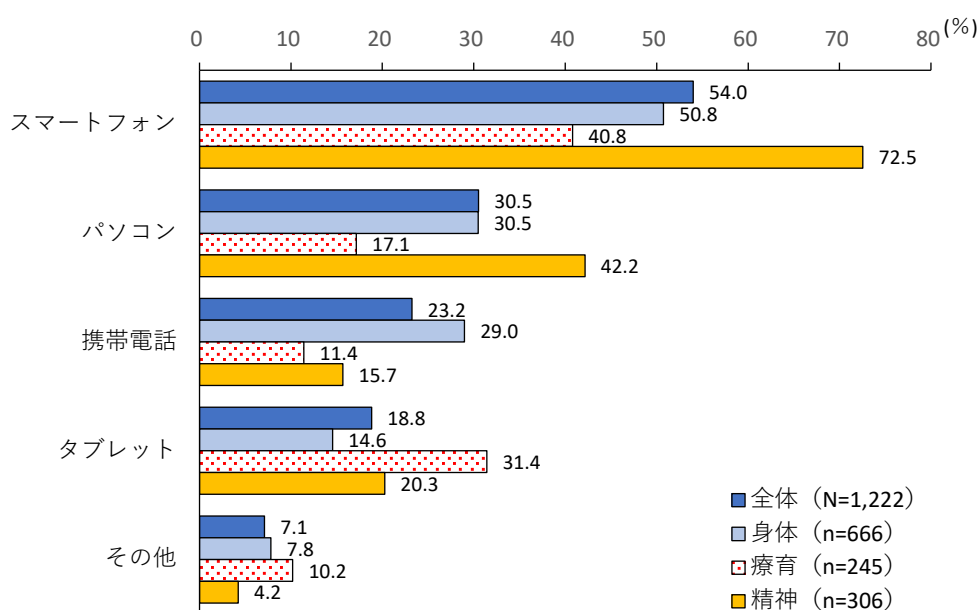
### ◎情報・コミュニケーション

情報通信機器の使用については、「スマートフォン」が 54.0%で最も多く、次いで「パソコン」(30.5%)、「携帯電話」(23.2%)などが続いています。

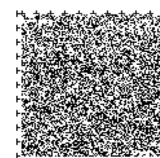
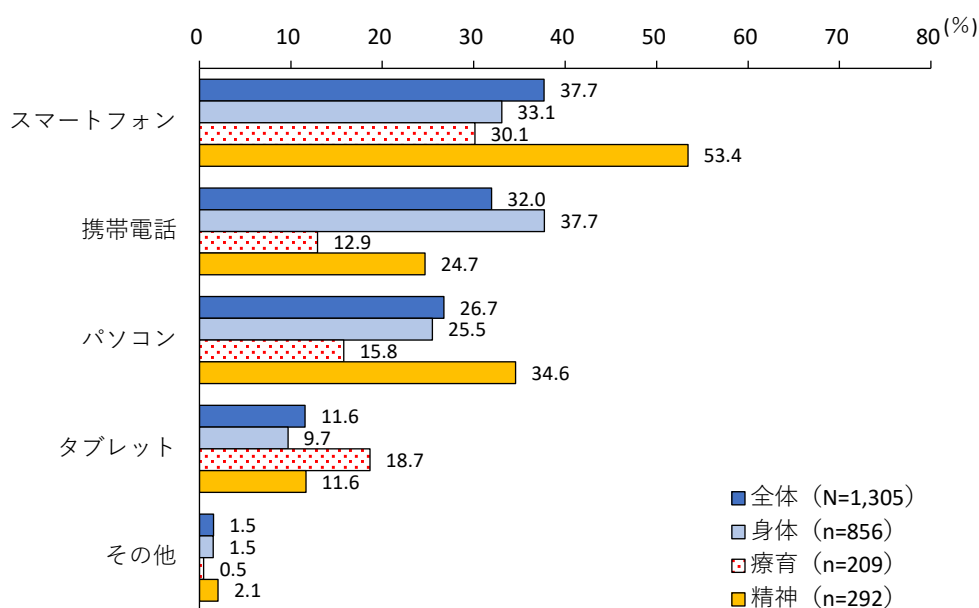
手帳の種類別にみると、いずれも「スマートフォン」の使用率が最も高くなっていますが、未成年者の多い療育手帳所持者では、「タブレット」の使用率が 31.4%と「パソコン」や「携帯電話」より高くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「スマートフォン」との回答が 16 ポイント以上伸びている一方、「携帯電話」は9ポイント近く低下しています。「パソコン」、「タブレット」も、いずれの手帳種別でも利用率が伸びています。

図表 情報通信機器の使用状況（複数回答）



前回調査結果との比較



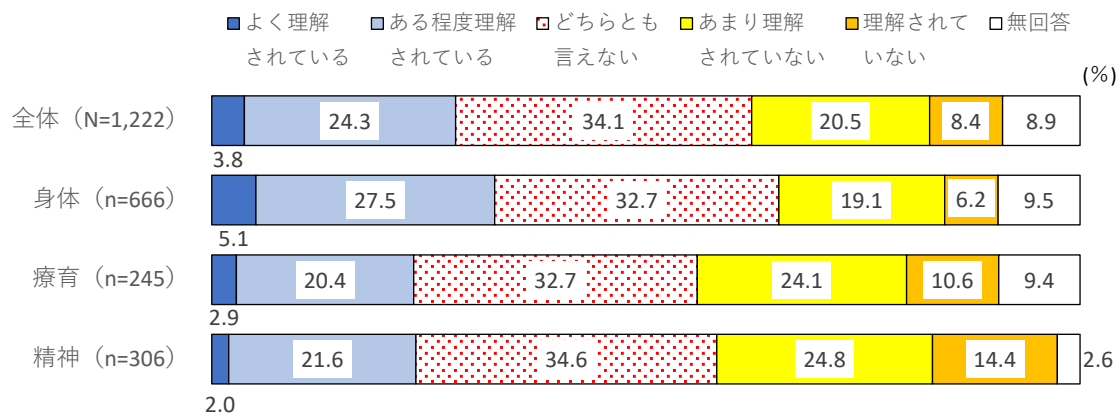
## ⑩障害への理解

障害（児・者）や難病（患者）に対する市民の理解をどう感じているかについては、全体では「よく理解されている」3.8%、「ある程度理解されている」24.3%、「あまり理解されていない」20.5%、「理解されていない」8.4%と、「理解されている」と肯定的に感じている方と「理解されていない」と感じている方がほぼ同数となっています。

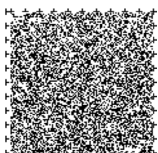
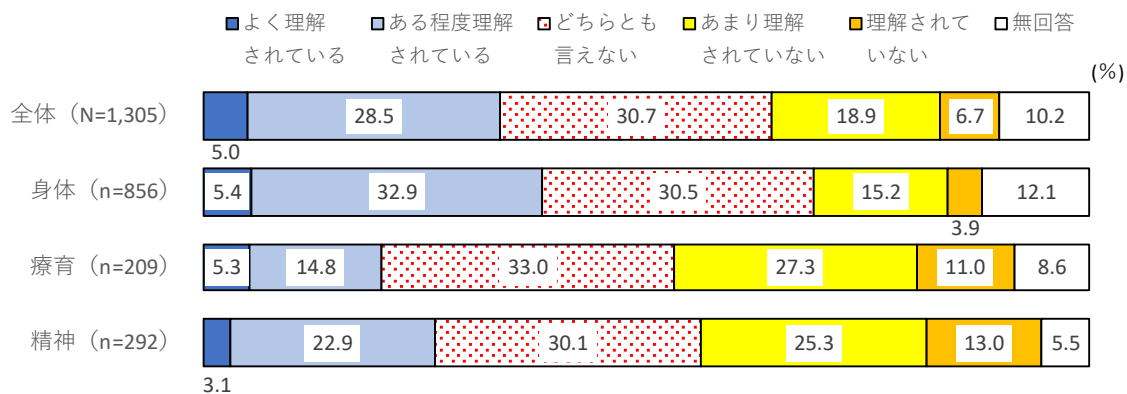
手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「（よく・ある程度）理解されている」のほうが「（あまり）理解されていない」より多くなっていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「（あまり）理解されていない」のほうが「（よく・ある程度）理解されている」より多くなっています。

前回の調査結果と比較すると、「（あまり）理解されていない」との回答が増える一方、「（よく・ある程度）理解されている」が減っています。

図表 障害や難病への理解



前回調査結果との比較

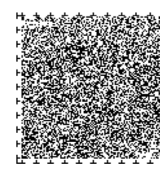
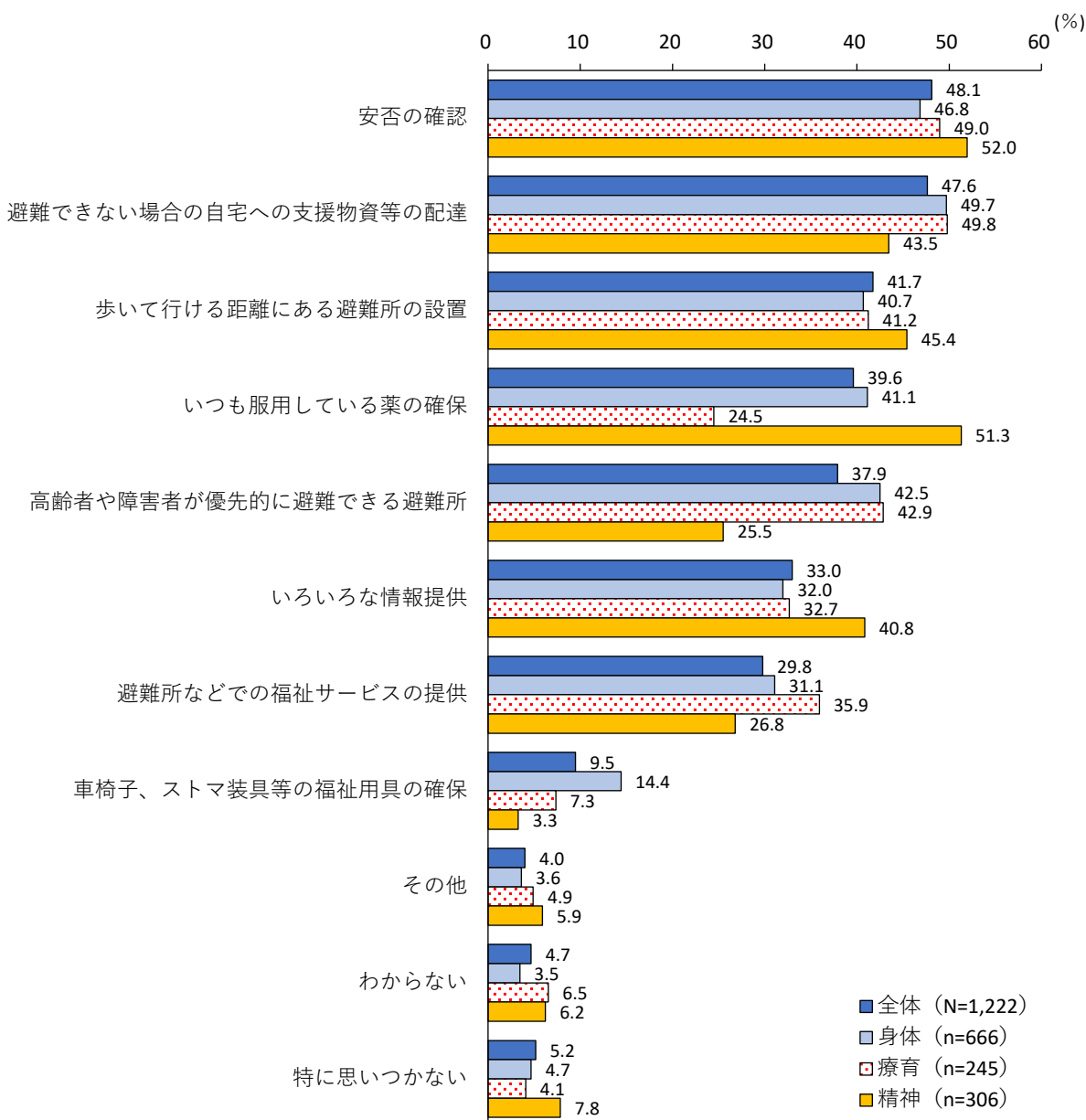


⑪災害時の支援

災害時にあったほうがいい支援をみると、全体では「安否の確認」、「避難できない場合の自宅への支援物資等の配達」、「歩いて行ける距離にある避難所の設置」との回答が40%以上となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「いつも服用している薬の確保」も40%以上と多くなっています。

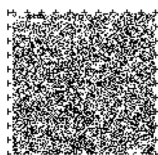
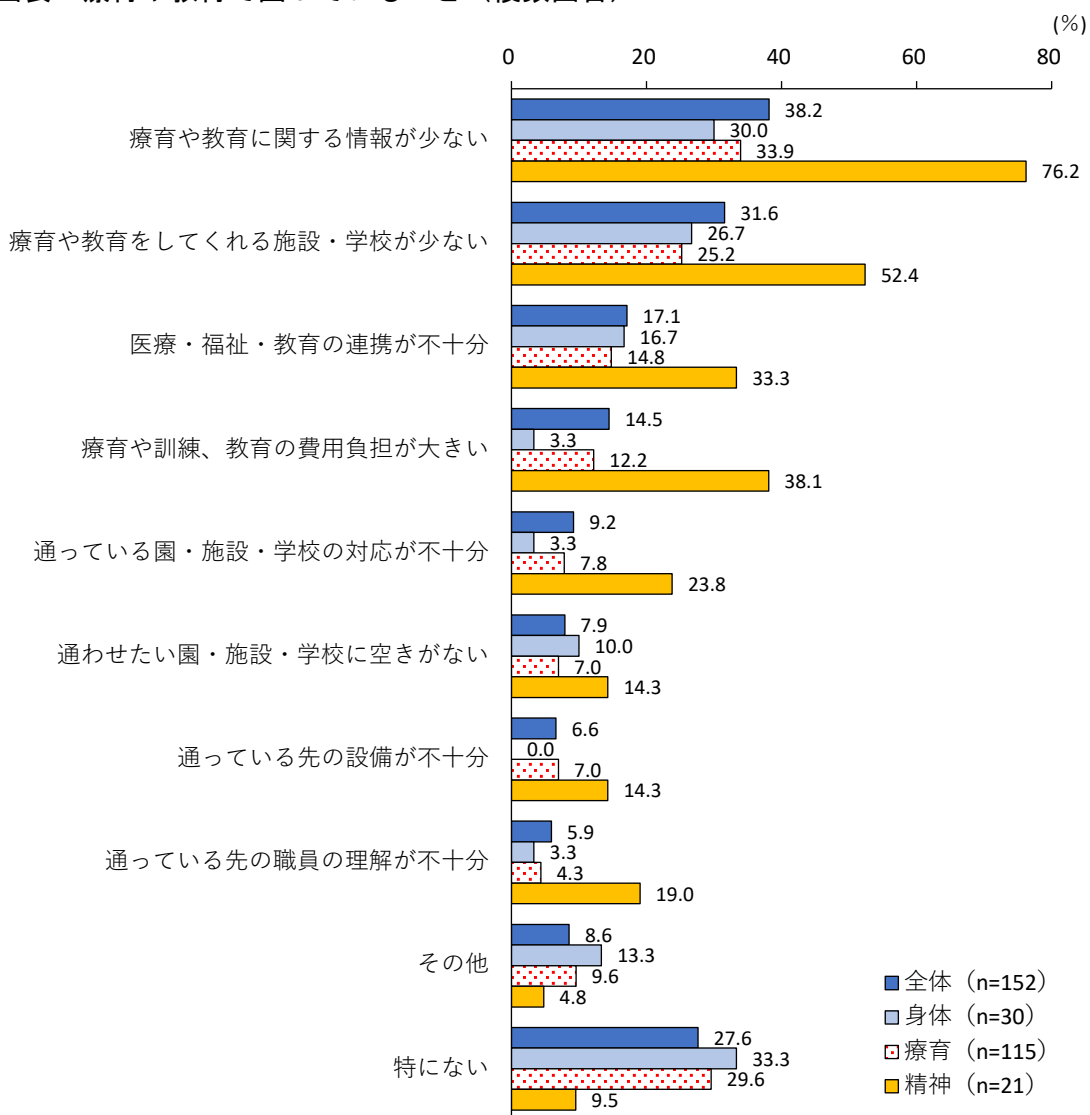
図表 災害時にあったほうがいい支援（複数回答）



## ⑫療育や教育

療育や教育で困っていることについては、全体では「療育や教育に関する情報が少ない」が38.2%で最も多く、次いで「療育や教育をしてくれる施設・学校が少ない」(31.6%)、「医療・福祉・教育の連携が不十分」(17.1%)などが続いています。

図表 療育や教育で困っていること（複数回答）





## 6 相談支援事業所へのヒアリング調査結果

### (1) 調査概要

#### a 調査の目的

障害児・者の相談に日常対応し、サービス事業所との利用調整を行うなど、障害者を取り巻く環境、ニーズ、事業所の現状等を把握している相談支援事業所である地域生活支援センターに意見を聴くことにより、今後必要となるサービス量や基盤整備等を計画に反映させることを目的とする。

#### b 調査対象

- ・和光市中央地域生活支援センター（基幹相談支援センター）
- ・和光市南地域生活支援センター
- ・和光市地域生活支援センター ひなげし

#### c 調査時期 令和5年9月4日～9月11日

#### d 調査方法 対面によるヒアリング調査

#### e 調査項目

- ①相談支援において、この3年間（令和3～5年度）で変わったと感じること
- ②現在、感じている支援の課題
- ③現在、必要だと感じるサービス、今後3年間で需要が増すと考えるサービス
- ④今後3年間で期待する変化
- ⑤市に伝えたいこと、次期計画に入れてほしいこと

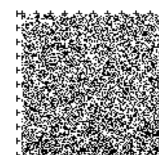
### (2) 調査結果の概要

#### ①3年間（令和3～5年度）で変わったと感じること

- ・障害児（特に1～2歳、医療的ケア児等）、また精神疾患のケースが増加。
- ・障害児・者とは関わる期間が長いため、件数が増えるのみで、現状は相談員不足。
- ・児童、特に医療的ケア児の件数が増加。児童発達支援の事業所不足。
- ・成人では、コロナ禍で離職した者による就労系サービスの受容が増加。
- ・共働き世帯の増加により、療育の利用日が土・日曜日に限られ、各児童に合った療育先を探す際の選択肢が少なくなっている。
- ・児童のケースが増加。また、児童を取り巻く環境等に介入する必要があるケースが増加。
- ・相談支援事業所等では把握することができず、支援が行き届いていない8050問題<sup>\*</sup>の世帯が増加している印象あり。

#### ②現在、感じている支援の課題

- ・障害児の受け入れ先がなく、育児休業から社会復帰することができないまま、社会から孤立していく保護者への対応。
- ・介護、生活困窮、子育て等の関係先との連携、ネットワーク作り。
- ・緊急時に対応できる地域生活支援拠点の整備や地域への啓発、障害者の居場所作り。
- ・抱える課題や支援方法が複雑であるため、支援の質を維持するためには人員が必要。
- ・相談件数が多く、書類整理等ができない。
- ・相談員、事業所、保護者の三者間で同じ目標に向かって計画を進めることが難しい場面がある。



- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの市内事業所が少ないため、定員に空きがなく、マッチングが困難で市外の事業所を利用しなければならない場合がある。
- ・介護保険への移行がしにくい場面がある。

③現在、必要だと感じるサービス、今後3年間で需要が増すと考えるサービス

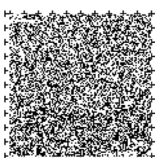
- ・医療的ケア児の受入れ先や訪問型サービス、送迎サービス付療育、不登校児の居場所。
- ・就労継続支援A・B型・移行支援、長期入院患者の退院支援。
- ・高齢化とともに必要になる権利擁護<sup>\*</sup>支援、外出支援、移動支援。
- ・北エリアへの相談支援事業所の設置。
- ・医療的ケア児へのサービス（送迎対応をセット）、個別対応の放課後等デイサービス。
- ・精神に特化した短期入所、ホームヘルプサービス。
- ・放課後等デイサービスは不足。大人では、就労移行支援や就労継続支援B型。
- ・家にこもりがちで、社会から孤立している障害者が他者と話をしたり、創作活動をし  
たりできる社会交流の機会を与える場。
- ・訪問のヘルパーも不足。

④今後3年間で期待する変化

- ・サービスにつなげるための市の独自サービス。
- ・横のつながりや研修による支援の底上げ。また緊急時に対応可能な支援体制の構築。
- ・居場所があって、地域の理解があって、障害者の役割のある地域づくり。
- ・③のサービスが実現すること。
- ・介護保険に移行しやすくなっている。
- ・初回も含め必要な人に必要なサービスが提供できるシステム、仕組みができる。
- ・相談員の増加。

⑤市に伝えたいこと、次期計画に入れてほしいこと

- ・長期入院者の退院支援に関する病院への周知、病院との連携強化、地域移行促進。
- ・現状の地域資源の再資源化。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。
- ・北エリアの地域生活支援センター設置についての計画への具体的な記載。
- ・児童発達支援事業所の増設。



## 7 計画策定における課題

### (1) 地域における自立生活支援

#### ①福祉サービス

- ・ニーズ調査結果では、福祉サービスを「利用していない」理由として、「サービスの内容がよくわからないから」が2割以上（精神障害者保健福祉手帳所持者では4割）となっています。自立支援協議会でも、通院支援等を含めたサービスがわかりにくいとの指摘もあり、各種サービスに関するわかりやすい情報提供が必要になっています。
- ・個々のサービスについては、自立支援協議会や相談支援事業所へのヒアリングで、増加している医療的ケア児への支援や児童発達支援、放課後等デイサービス（特に個別支援）、就労支援の充実や短期入所の受入れ体制の構築（特に精神）などが必要との指摘がありました。相談支援事業所からは、全体的に市内のサービス資源が少なく、利用者への紹介が難しいとの意見もある一方、既にあるサービスに新しい機能を付加することで地域資源の再資源化も可能ではないかとの意見もあり、こうした点を踏まえたサービスの拡充が求められています。

#### ②医療・健康

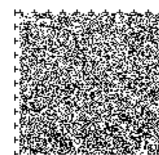
- ・ニーズ調査結果では、現在の不安や悩みとして、半数の方が「自分の健康や障害」を挙げており、障害者の健康・医療面での不安を軽減する取組みが課題です。
- ・医療的ケア児など、医療的ケアが必要な方も2割近くおり、市内の医療資源が少ない中で、こうした方が利用可能な保健・医療サービスの情報提供や相談対応の充実が必要です。

#### ③情報・コミュニケーション

- ・ニーズ調査結果では、福祉等の情報の入手先として「インターネット」が増えているほか、情報通信機器として「スマートフォン」の利用率が全体で54%となっています。自立支援協議会でも、メール等を活用した情報提供や相談対応が必要との意見もあり、こうした取組み、支援を充実させる必要があります。

#### ④防災

- ・ニーズ調査結果では、災害時にあったほうが良い支援として、「安否の確認」、「避難できない場合の自宅への支援物資等の配達」、「歩いて行ける距離にある避難所の設置」との回答が4割以上と多くなっています。支援形態として、一般的には自助、互助が優先されますが、非常時である災害時には、役割分担を前提に効果的な防災対策が求められています。



## ⑤住まい

- ・ニーズ調査結果では、今後の住まいの希望として「グループホーム」が 5.8%となっているほか、「入所施設」も同程度おり、グループホーム等に対する潜在的なニーズがみられますが、自立支援協議会や相談支援事業所からは、施設を整備しても賃料等から定員が埋まらないことが多いとの指摘もあります。女性用など、差別化でき、市民の確実な入居が見込めるグループホームが求められています。

## (2) 障害者の社会参加支援

### ①就労

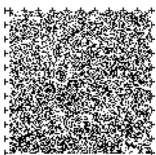
- ・ニーズ調査結果では、障害者が働くために必要な支援として、「一人ひとりの状況にあった仕事の紹介」、「企業や雇用主の障害者に対する理解の促進」、「働く上で困ったときに気軽に相談できる場所」等が上位となっています。今期計画から制度化された「就労選択支援」（希望職種・労働条件、能力・適性などのアセスメントをした上で就労先につなげる支援）のサービス提供が求められています。
- ・自立支援協議会では、就労を勧められない方には別のケアが必要との意見もあり、一人ひとりの状況に合った就労・生活支援が課題と言えます。

### ②療育・教育

- ・相談件数の実績や、相談支援事業所へのヒアリングでも、児童の案件が急増しており、療育や教育への支援体制の充実が求められています。
- ・自立支援協議会では、就学時における就学相談の件数が急増しており、また、医療機関や発達関係機関ともつながりにくいとの意見が出ており、こうした関係機関との連携体制の構築も課題と言えます。
- ・ニーズ調査結果では、障害児の保護者や家族への必要な支援として、「専門家による障害児や発達に不安のある子どもの子育て相談」、「障害等のある子どもの子育て経験のある親との交流の機会の提供」等が多くなっています。障害児の相談が急増している中で、子ども障害等に関する相談支援の充実や親同士の交流機会の提供の充実が必要となっています。

### ③社会参加促進

- ・ニーズ調査結果では、全体で閉じこもり傾向（「ほとんど外出しない」または「週1回（外出）」）が 21.5%を占めているほか、平日の日中、自宅にいる方がほぼ 1 / 3で、その理由は、「自分に合う居場所が見つからないため」が 1 割となっています。
- ・相談支援事業所からは、障害者の居場所として、家にこもりがちで、社会から孤立している障害者が他者と話をしたり、創作活動をしたりできる社会交流の機会を与える場が必要との意見があり、就労だけではない、障害者の外出支援や居場所づくりが課題と言えます。



### (3) 包括的な支援体制の整備

#### ①相談支援

- ・ニーズ調査結果では、不安や悩みの相談先として、「相談したいができない」が約1割で、その理由は、「どこ（誰）に相談していいかわからない」、「相談しても満足のおい回答がもらえない」等の回答が多くなっており、相談先のさらなる情報提供が必要と考えられます。
- ・自立支援協議会からは、メールでの相談対応が必要なほか、土曜日開所や、県南部の障害者就業・生活支援センターSWANとの連携等も必要ではないかとの指摘もありました。
- ・自立支援協議会、相談支援事業所からは、相談業務は限界に近い状況で、事業所がない北エリアでの基盤整備が必要との意見がありましたが、北エリアは高齢者も多いため、将来的に高齢者支援と一緒に方向で検討すべきとの意見もありました。包括的支援体制整備の流れの中で、高齢分野との連携の下、早期の相談支援事業所の開設が必要と言えます。

#### ②障害に対する社会の理解

- ・自立支援協議会からは、市民の皆さんが福祉や障害を持っている方に興味を持って理解をしてくれたら、子ども、お年寄り、障害を持っている方も暮らしやすい和光市になるだろうと感じるとの意見が出されています。
- ・ニーズ調査結果では、障害児・者や難病（患者）に対する市民の理解について、障害者の方からは、「（あまり）理解されていない」との回答が増える一方、「（よく・ある程度）理解されている」は減少しています。障害者差別解消法の認知度も、「名前も聞いたことがない」が過半数で、当事者である障害者の方を含めて、障害児・者や障害特性等に関する研修等の普及・啓発が課題と言えます。

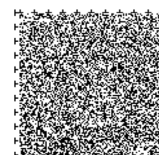
### (4) 基盤整備・障害福祉人材の確保

#### ①基盤整備

- ・自立支援協議会からは、相談支援事業所の基盤整備が必要との指摘のほか、医療的ケア対応、行動障害対応、ST、PT、OT（児童の施設については小児専門）配置、放課後等デイサービスの個別療育等の付加価値のある事業所の新規参入が期待されるほか、また既存事業所にそうした付加価値を付けた形の基盤整備ができるのではないかと指摘がありました。そうした付加価値のある基盤整備が求められています。

#### ②障害福祉人材の確保

- ・基本指針の見直しの主な項目として、障害福祉サービスの質の確保、障害福祉人材の確保・定着が掲げられているほか、相談支援事業所からも、今後期待する変化として、横のつながりや研修による支援の底上げが必要との意見が挙げられており、相談支援員の各種研修の受講促進など、障害福祉人材の確保が課題です。



## 第3章 計画の基本理念・目標

### 1 基本理念

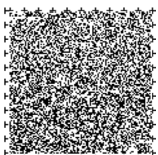
#### 「誰もが自立した生活と社会参加ができる —地域共生社会の実現を目指して—」

前期計画においては、第五次総合振興計画の基本構想における障害のある方や生活に困窮している方を対象とした施策の目標像を基本に、地域共生社会の実現のための社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、「誰もが自立した生活と社会参加ができる—地域共生社会の実現を目指して—」を基本理念としてきました。

和光市では、前期計画に基づいた障害者施策を展開し、実態調査等により障害者を取り巻く地域の現状・課題を把握すると同時に、各地域生活支援センターと連携を取りながら、個々の抱える課題を解決するための個別のケアマネジメント<sup>\*</sup>を徹底することで、地域における包括的な支援を実施してきました。また、令和3年には児童発達支援センターを開設し、さらに今回の法改正で市町村の努力義務とされた、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの整備を行っています。

一方、障害者手帳所持者の全体的な高齢化が進行する中で、介護サービス基盤を活用して障害福祉サービスを提供する新たな共生型サービス基盤の整備や、増加する精神障害者に対応するための地域への移行支援、複雑化・複合化する事例が増えている相談・支援事例への対応等、現在の地域課題を踏まえた、より一層充実した施策の展開が求められています。

これらのことを踏まえ、本計画においては、前期計画において定めた基本理念である「誰もが自立した生活と社会参加ができる—地域共生社会の実現を目指して—」を継承することとします。



## 2 基本目標

地域において、障害者を含む誰もが自立した生活と社会参加ができるためには、障害者が自立した日常生活を営むための支援、また障害者が社会参加できるための支援、さらには障害があっても暮らしやすい環境の整備が必要です。

そこで、以下の3点を基本目標として設定します。

### (1) 地域における自立生活支援

障害者が地域で自立した生活を営むには、それぞれの状況に応じた様々な支援が必要ですが、その前提としてのアセスメントやサービスのプランニング等を行う相談支援の体制を充実させます。その際、基幹相談支援センターの機能をベースに、複雑化・複合化した事例にも対応できる包括的相談支援体制の連携を目指します。同時に、障害者の日常生活を支える各種サービスについては、実際のニーズ、事業所の配置等を踏まえ、質の高いサービスを適切に提供していきます。

また、日常生活の拠点となる住まいの確保については、地域生活を送る前提となるため、その整備、充実が必要です。あわせて、地域生活への円滑な移行のためには、住まいの整備・確保とともに、地域における支援体制の整備も必要です。

なお、在宅生活を支えるサービス基盤である福祉施設は、障害者の具体的なニーズに合った専門性を有するものを優先して整備していきます。

さらに、障害者が地域において自立生活を続けるためには、近年頻発している災害が発生した場合の防災体制の整備も欠かせません。

### (2) 障害者の社会参加支援

障害者が社会参加するためには、障害者のライフステージ<sup>\*</sup>を踏まえた様々な支援が必要になります。特に乳幼児期を含む発達段階では、発達障害<sup>\*</sup>の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達相談から具体的な療育、教育につなげるシームレスな発達、学びへの支援を充実するとともに、保育所等訪問支援等により、保育所等で障害児を受け入れやすい環境を整備します。

また、成年期の障害者の雇用を促進するため、今回の障害者総合支援法の改正で創設された就労選択支援を含む各種就労支援サービスを充実させていきます。

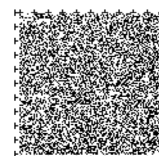
さらに、スポーツや文化芸術活動等、就労以外の障害者の社会参加の促進も支援します。

### (3) 暮らしやすい環境の整備

この計画で目指している地域共生社会は、単に障害者の生活、社会活動を支える支援があるだけでは実現しません。障害のある人、ない人を含めて、お互いに支えあえる地域社会（福祉コミュニティ）を創造することが重要です。

また、法改正により、障害者に対する合理的配慮の提供が、国や自治体に加えて民間事業者も法的義務化されており、こうした障害者への差別解消に向けた取組を推進します。

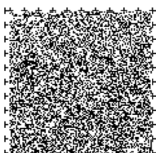
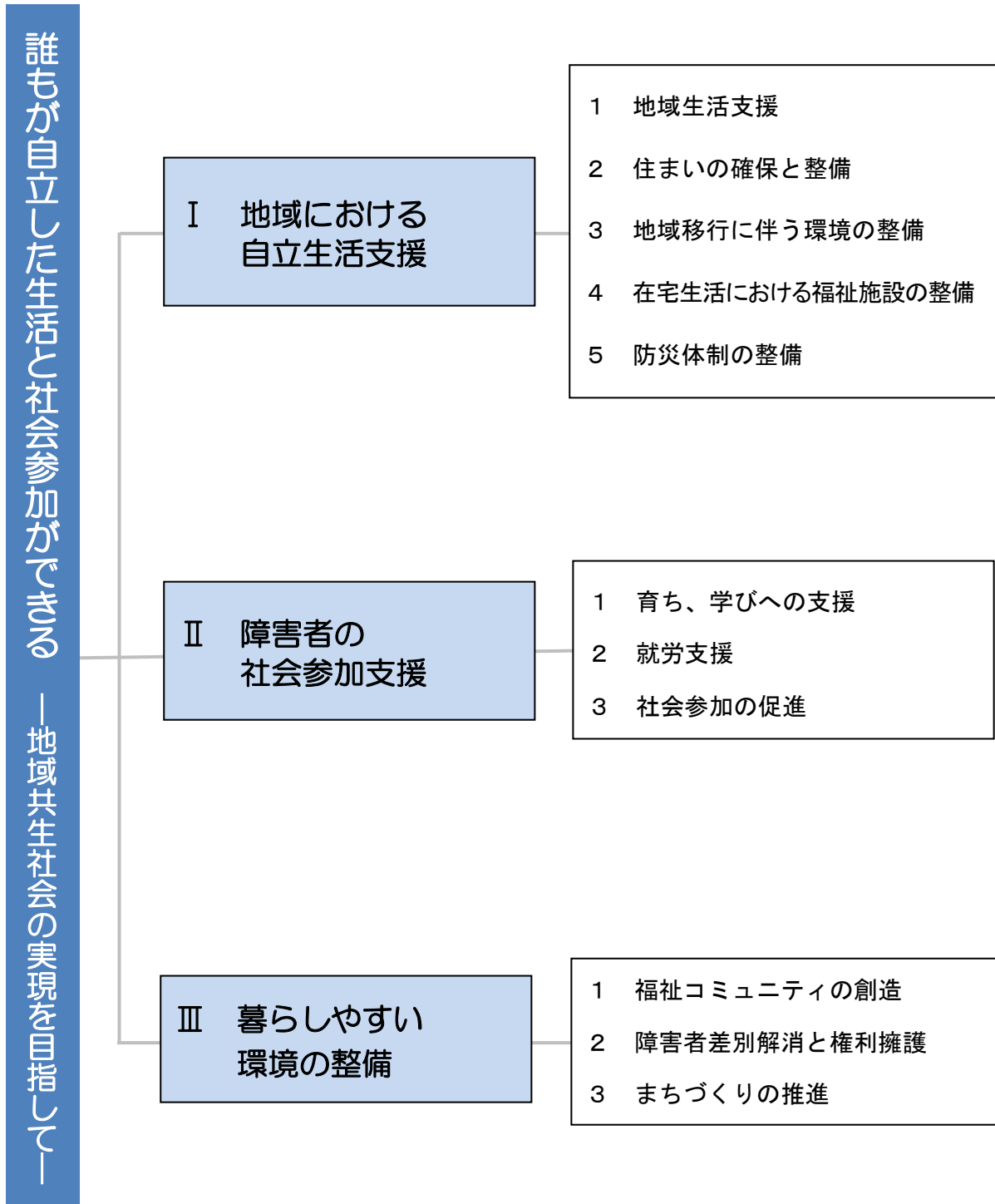
さらに、障害があっても暮らしやすいまちづくりも推進します。



# 第4章 計画の体系と施策の展開

## 1 計画体系

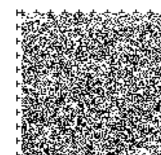
基本理念の実現に向け、今期計画においては3つの基本目標に沿って各施策を進めます。



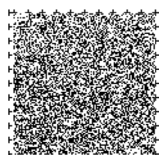


## 【各目標ごとの具体的施策】

基本目標Ⅰ 地域における自立生活支援	<b>(1) 地域生活支援</b>	
	①包括的相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの機能化</li> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新）</li> <li>・断らない相談体制の構築</li> <li>・継続的な支援体制の構築</li> <li>・医療的ケア児等に対する支援体制の構築（新）</li> <li>・難病患者に対する障害福祉サービスの周知</li> <li>・情報提供の充実</li> <li>・指定相談支援事業者への委託</li> <li>・障害福祉サービスの質の確保と人材の確保・定着（新）</li> </ul>
	②日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅における訪問サービスの充実</li> <li>・外出支援サービスの充実</li> <li>・補装具・日常生活用具等の給付</li> <li>・生活サポート事業の支援の継続</li> <li>・家族支援</li> </ul>
	③保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防や症状の悪化を防ぐリハビリテーションの充実</li> <li>・一人ひとりの状態に合わせた保健医療サービスの情報提供等</li> </ul>
	<b>(2) 住まいの確保と整備</b>	
	①自立して生活できる住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者居住確保の支援</li> <li>・住宅改修支援</li> <li>・在宅生活に戻るための中間的な住まいの整備</li> </ul>
	<b>(3) 地域移行に伴う環境の整備</b>	
	①地域移行に伴う環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、施設等と地域をつなぐ仕組みの構築</li> <li>・自立を支えるNPO法人の育成</li> <li>・在宅生活に戻るための中間的な住まいの整備（再掲）</li> </ul>
	<b>(4) 在宅生活における福祉施設の整備</b>	
	①通所施設等の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校等の卒業後の日中活動支援</li> <li>・一人ひとりの状態に合わせた日中活動支援の充実</li> </ul>
	<b>(5) 防災体制の整備</b>	
	①防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・避難体制の整備</li> <li>・避難所の整備</li> </ul>



基本目標Ⅱ 障害者の社会参加支援	<b>(1) 育ち、学びへの支援</b>		
	①児童の発達への支援（新）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に不安のある児童の支援体制の構築（新）</li> <li>・保育、保健医療、教育等の関係機関との連携（新）</li> <li>・医療的ケア児等、特別な支援が必要な児童への支援（新）</li> </ul>	
	②支援を要する児童の教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童・生徒の学校内における相談等支援体制の整備</li> <li>・障害のある児童・生徒の家族に対する支援</li> <li>・福祉教育の充実</li> </ul>	
	<b>(2) 就労支援</b>		
	①就労支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援機能の強化</li> <li>・就労移行及び継続支援</li> <li>・特別支援学校等の卒業後の就労支援</li> </ul>	
	<b>(3) 社会参加の促進</b>		
	①さまざまな活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の居場所作り（新）</li> <li>・社会貢献バックアップ事業の構築</li> <li>・スポーツ・社会教育・文化活動等の推進</li> <li>・会議等への障害者の参加</li> <li>・特別支援学校等の卒業後の社会参加</li> </ul>	
	基本目標Ⅲ 暮らしやすい環境の整備	<b>(1) 福祉コミュニティの創造</b>	
		①意識のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発・広報活動の促進</li> <li>・福祉教育の充実（再掲）</li> <li>・交流活動の促進</li> </ul>
		②ボランティア活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動等の支援</li> </ul>
<b>(2) 障害者差別解消と権利擁護</b>			
①障害者差別解消の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消の推進</li> </ul>	
②権利擁護の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止と権利擁護の充実</li> <li>・意思決定支援</li> <li>・成年後見制度の利用促進</li> </ul>	
<b>(3) まちづくり推進</b>			
①建築物等のバリアフリー化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面のバリアフリーの推進</li> </ul>	
②情報のバリアフリー化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報のバリアフリーの推進</li> </ul>	



## 2 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 地域における自立生活支援

#### (1) 地域生活支援

##### ①包括的相談支援体制の整備

障害種別やその属性に関わらず、障害者一人ひとりの生活課題を解決するため、地域包括ケアシステムの機能化等を図り、断らない相談支援を行える拠点等を各生活圏域に展開するとともに、継続的な支援体制を構築します。

##### ■地域包括ケアシステムの機能化

障害者やその家族を包括的に支援するため、地域包括ケアシステムの機能化による障害者一人ひとりの生活課題の解決を推進します。

##### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新）

増加傾向が顕著な精神障害者の地域生活を支援するため、精神障害に関わる保健医療、福祉の専門職からなる連絡協議会を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

##### ■断らない相談体制の構築

日常生活圏域毎の相談窓口においては、障害種別や年齢、障害者自身の属性や家族構成、経済状況など、障害者を取り巻く環境に関わらず、障害者を包括的に支援することができる体制を構築します。

##### ■継続的な支援体制の構築

単独の支援機関では対応が難しく、複数の支援機関による支援が必要な障害者に対し、継続的に関わり、それぞれの支援機関の役割分担や支援の方向性を調整することができる体制を構築します。

##### ■医療的ケア児等に対する支援体制の構築（新）

医療的ケア児及びその家族が日常生活を営む地域の中で、保健、医療、福祉、教育、子育て等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して各関連機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

##### ■難病患者に対する障害福祉サービスの周知

保健所との情報共有等により難病患者を把握し、対象者への障害福祉サービスの周知を行います。

##### ■情報提供の充実

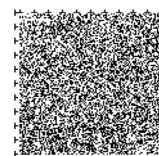
個別マネジメントにおけるサービス利用者に対する必要な情報提供を行うほか、手帳更新時においても利用可能なサービス情報を提供します。

##### ■指定相談支援事業所への委託

市の障害者の課題を踏まえ、個々の計画相談については、各圏域の相談支援事業所（地域生活支援センター等）に委託します。

##### ■障害福祉サービスの質の向上と人材の確保・定着（新）

様々な障害福祉サービスの利用による満足度などを把握することによって、障害福祉サービスの質の向上を図るとともに、県が実施する相談支援専門員やサービス管理責任者等を対象とする研修受講を各事業所に促すことにより、福祉人材の確保・定着を図ります。



## ②日常生活支援

障害者が地域で自立した生活を続けるため、居宅における訪問サービスや日中活動支援のための通所サービス、移動支援等を充実させます。併せて、障害者家族の支援体制を整備します。

### ■居宅における訪問サービスの充実

障害者の在宅生活を支援するため、個人へのアセスメントに基づく支援計画を作成し、自立支援・介護予防・重症化予防の観点から訪問系サービスを提供します。

### ■外出支援サービスの充実

その人らしく地域で社会参加をしていくため、外出支援サービスを充実させます。

### ■補装具・日常生活用具等の給付

個人の状態に合わせた自立に資する補装具・日常生活用具等の交付・修理を行います。

### ■生活サポート事業の支援の継続

障害者やその家族に対して、その必要性に応じた生活サポート事業を継続します。

### ■家族支援

障害者家族に対する相談支援を充実させるとともに、家族の介護負担軽減のための情報提供・アウトリーチ\*事業を実施するとともに、一時支援事業を拡充させます。

## ③保健医療サービス

障害者の機能・能力・社会的生活の回復や促進を目的とするリハビリテーションを日常生活圏域内に整備するとともに身体障害、高次脳機能障害\*を含む精神障害者等が自立した生活を継続するために、対象者を早期に発見し、一人ひとりの状態に合わせた医療・保健サービスの提供を行います。

### ■予防や症状の悪化を防ぐリハビリテーションの充実

障害者の機能・能力・社会生活の回復や促進を目的とするリハビリテーション施設を日常生活圏域内に整備するとともに、その利用を可能にする移動支援を充実させます。

### ■一人ひとりの状態に合わせた保健医療サービスの情報提供等

個別マネジメントにおいてサービス利用者に対する必要な保健医療サービスや補助制度の情報を提供するとともに、各種医療費助成を継続しつつ、健康診査や訪問指導を拡充することにより、障害者の健康維持・増進・疾病予防を図ります。

## (2) 住まいの確保と整備

### ①自立して生活できる住まいの確保

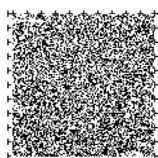
グループホームの基盤整備や住宅改修の支援により、生活の基盤として、自立して生活できる住まいを確保します。

### ■障害者の居住確保の支援

顕在的需要に応じたグループホーム等のサービス提供基盤を整備するとともに、障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金により、障害者の自立と生活基盤の確立ができる住まいのマネジメントを継続します。

### ■住宅改修支援

個別マネジメントにおいて、一人ひとりの状況に合わせた暮らしやすい住宅にするための障害福祉や介護保険等の助成制度の利用調整を行います。



## ■在宅生活に戻るための中間的な住まいの整備

施設や長期入院から在宅生活へ移行する際の生活を送りながら地域生活訓練を行う中間的な住まいを整備します。

### (3) 地域移行に伴う環境の整備

#### ①地域移行に伴う環境の整備

障害者が円滑に地域移行できるように、地域における支援体制の整備を行います。

#### ■病院、施設等と地域をつなぐ仕組みの構築

地域移行・地域定着支援事業を推進し、病院、施設等と地域をつなぐ仕組みを構築します。

#### ■自立を支えるNPO 法人の育成

施設・病院と地域をつなぐ役割を担う、NPO 法人やサポーターを育成します。

## ■在宅生活に戻るための中間的な住まいの整備（再掲）

施設や長期入院から在宅生活へ移行する際に、日常生活を送りながら日常生活訓練を行うことができる中間的な住まいを整備します。

### (4) 在宅生活における福祉施設の整備

#### ①通所施設等の基盤整備

障害者が日中の生活支援を受けながら、自立や社会貢献に向けた活動支援を行う通所施設について、基盤整備を行います。

#### ■特別支援学校等の卒業後の日中活動支援

特別支援学校卒業後の進路については、障害者の選択可能な社会資源が限られているため、サービス基盤整備による選択肢の拡充を図り、その進路支援を行います。

#### ■一人ひとりの状態に合わせた日中活動支援の充実

障害者一人ひとりの障害種別や程度、ライフステージに合わせた日中活動支援サービスを充実させます。

### (5) 防災体制の整備

#### ①防災体制の整備

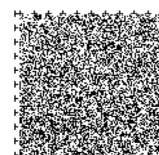
災害時に障害者の安全が確保されるように、防災体制や避難所の整備を行います。

#### ■防災・避難体制の整備

一定以上の障害者で、災害時等に一人で避難できない方に対する避難行動要支援者<sup>\*</sup>の支援体制を構築するほか、地域と障害者とのつながりを強化します。また、障害者が緊急時に安全に避難できるようにするため、一人ひとりの状態に合わせた個別避難計画を作成するとともに、障害者の災害時における安全を確保するため、相談支援と災害避難を想定した個別支援計画を連動させます。

#### ■避難所の整備

障害者の避難行動を円滑に進めるため、避難所設備情報を障害者に対して周知するとともに、避難所における障害者の支援体制を構築します。



## 基本目標Ⅱ 障害者の社会参加支援

### (1) 育ち、学びへの支援

#### ①児童の発達への支援(新)

発達に不安のある児童の支援体制を整備するとともに、保育、教育等の関係機関との連携を図るほか、医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童への支援に取り組みます。

##### ■発達に不安のある児童の支援体制の整備(新)

障害児支援の中核的機能を果たす機関として位置付けられる児童発達支援センターを中心に、発達支援の入口としての相談、専門性に基づく発達支援・家族支援、他の障害児通所支援事業所等への助言等を行い、発達に不安のある児童の支援体制を整備します。

##### ■保育、保健医療、教育等の関係機関との連携(新)

障害児への支援体制整備においては、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等、また母子保健にも関わる子育て世代包括支援センターや令和6年度から設置される子ども家庭センター、さらには障害児通所支援事業所等との緊密な連携を図っていきます。

##### ■医療的ケア児等、特別な支援が必要な児童への支援(新)

隣接自治体との調整も含めた重症心身障害児を支援する事業所の確保に努めるほか、県の医療的ケア児等支援の地域センター「かけはし」との連携を前提に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

#### ②支援を要する児童の教育環境の充実

障害のある児童・生徒の学校内における相談等支援体制の整備、障害のある児童・生徒の家族に対する支援に取り組むほか、福祉教育を充実させます。

##### ■障害のある児童・生徒の学校内における相談等支援体制の整備

障害のある児童・生徒が保育施設や学校の中で一人ひとりの状態に合わせた療育・教育を適切に受けるための相談支援及びサービス基盤を整備します。

##### ■障害のある児童・生徒の家族に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等、障害児の家族が障害を受け止める支援や適切な養育方法を身につけるための支援を実施します。

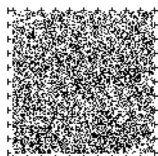
##### ■福祉教育の充実

副読本等の活用による障害者への理解を深める授業を実施するとともに、車椅子体験やガイドヘルプ体験等の障害体験を通じた障害者理解を促進します。また、「あいサポーター<sup>\*</sup>」の推進により、企業等における障害者理解の促進を図ります。

### (2) 就労支援

#### ①就労支援の促進

障害者が地域で自立して生活する基盤を確立するため、職の確保やマッチング、就労定着に向けた伴走型支援を実施します。



## ■就労支援機能の強化

障害者一人ひとりの状態に合わせた就労形態を可能にするため、多様な業務形態の市内企業等の雇用や在宅でも就労可能な仕事を確保します。また、障害者一人ひとりに就労アセスメントを行って、その特性に合わせて雇用先を紹介するなど、マネジメントを含めた支援を実施します。なお、希望する職に就く又は内定した職に定着するため、その職に特化したジョブコーチ\*を実施します。

## ■就労移行及び継続支援

障害者が仕事に定着するため、就労後のフォロー体制を構築するとともに、伴走型で支援を行うNPO法人等を育成します。また、就労可能な障害者に対して、積極的な就労移行支援等のマネジメントを実施します。

## ■特別支援学校等の卒業後の就労支援

特別支援学校等の卒業生について、障害者の選択可能な社会資源が限られているため、サービス基盤整備による選択肢の拡充を図り、就労支援を行います。

### (3) 社会参加の促進

#### ①様々な活動への参加促進

障害者が積極的に社会活動、社会貢献ができるように、障害者を支える仕組みを作ります。また、障害者の生活の質の向上や自己実現ができるきっかけづくりとしてスポーツ、社会教育活動等に参加できる機会を創出します。

## ■障害者の居場所作り（新）

障害者の社会活動の一步として、就労できない障害者も含めて、広く障害者が気軽に集える居場所を作ります。

## ■社会貢献バックアップ事業の構築

障害の程度や年齢、健康上の理由等で就労困難な方が就労以外の社会貢献を行うための制度や体制を作ります。

## ■スポーツ・社会教育・文化活動等の推進

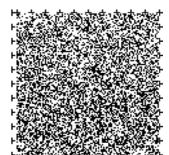
障害者の生活の質の向上や仲間づくり、自己実現をサポートするため、スポーツや社会教育、文化活動に参加できる体制を整備します。

## ■会議等への障害者の参加

障害者の生の声を政策に活かすため、市の様々な会議等への障害者の参加機会を創出します。

## ■特別支援学校卒業後の社会参加

特別支援学校卒業生について、就労以外の社会活動への参加支援を図ります。



## 基本目標Ⅲ 暮らしやすい環境の整備

### (1) 福祉コミュニティの創造

#### ①意識のバリアフリー化

すべての人が障害や難病に対する正しい理解を深めるため、福祉教育の充実を図り、啓発・広報活動等を促進します。

##### ■啓発・広報活動の促進

市民が障害や難病に対する正しい理解を深めるため、障害に対する講座等の開催や障害者週間を通じた継続的な普及・啓発活動を実施します。

##### ■福祉教育の充実（再掲）

副読本等の活用による障害者への理解を深める授業を実施するとともに、車椅子体験やガイドヘルプ体験等の障害体験を通じた障害者理解を促進します。また、「あいサポーター」の推進により、企業等における障害者理解の促進を図ります。

##### ■交流活動の促進

障害者の地域での生活がより豊かで充実したものとなるように、障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで多くの市民が交流を図り、相互理解できる機会の充実を図ります。

#### ②ボランティア活動等の支援

障害者の地域生活を支援するためにボランティア活動等を支援し、ボランティアの育成・確保を推進します。

##### ■ボランティア活動等の支援

障害者の地域生活を支援するため、ボランティアセンター、ボランティア連絡会等と連携し、ボランティアの育成・確保を図ります。また、企業等を含めてあいサポーターを養成する仕組みを構築します。

### (2) 障害者差別解消と権利擁護

#### ①障害者差別解消の推進

障害を理由とした差別解消に向けた取組を推進します。

##### ■障害者差別解消の推進

障害を理由とした差別の禁止のほか、民間事業者も含めた合理的配慮の取組を推進して、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

#### ②権利擁護の推進

##### ■虐待防止と権利擁護の充実

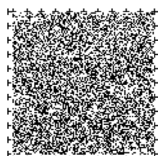
障害者に対するあらゆる形の虐待を防止し、また日常生活に制限のある障害者の権利擁護に対する取組を充実させます。

##### ■意思決定の支援

意思疎通などに支援が必要な障害者の意思決定を支援します。

##### ■成年後見制度\*の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度利用の促進に向けて、成年後見制度利用支援事業や市民後見人\*の養成等に取り組めます。





### (3) まちづくりの推進

#### ①建築物等のバリアフリー化

福祉の街づくり推進のため、建築物や歩道等、バリアフリーの整備を進めます。

#### ■ハード面のバリアフリーの推進

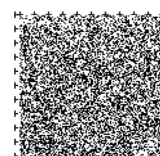
障害者の外出時における困難を解消するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン\*化の促進をします。

#### ②情報のバリアフリー化

障害者の障害の状態に合わせた情報の提供及び日常生活を送るためのコミュニケーション確保の手段として、日常生活用具の給付や声の広報の発行、意思疎通支援事業を充実させます。

#### ■情報のバリアフリーの推進

広報誌について、「声の広報わこう」の配布を継続するほか、聴覚・言語機能障害の障害者へ日常生活を支援するため、手話奉仕員養成講座の実施及び手話通訳者の公共施設内設置を検討します。



## 第5章 計画の成果目標

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

---

#### 【国の基本指針】

- 地域移行者数は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とすることを基本とする。
- 施設入所者数は、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### 【市の考え方】

- 国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、福祉施設入所者の地域生活への移行に向けて取り組みます。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

#### 【市の考え方】

- 成果目標は県の計画で設定しているため、市としては、県の成果目標達成に向けて、県と連携しつつ、精神障害に関わる保健医療、福祉の専門職からなる連絡協議会を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### 3 地域生活支援の充実

---

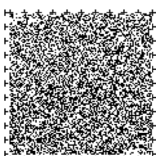
#### (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

#### 【国の基本指針】

- 令和8年度末までに各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点を整備する。
- その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。

#### 【市の考え方】

- 和光市内で「相談支援」を行う各地域生活支援センター、「体験の場」を提供するグループホームや通所施設、「緊急時の受入」に対応する短期入所施設等、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」で拠点を確保し、機能の充実を行います。



## (2) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

### 【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

### 【市の考え方】

- 手帳交付時や相談支援事業所への相談時などに支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業）の利用を通じて一般就労に移行する者の数を、令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 具体的には、就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すこととする。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上とする。

#### 【市の考え方】

- 国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行に向けて取り組みます。

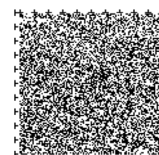
### (2) 一般就労後の定着支援

#### 【国の基本指針】

- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

#### 【市の考え方】

- 国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、一般就労後の定着に向けて取り組みます。



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

#### 【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置することを基本とする。
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン\*）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

#### 【市の考え方】

- ・和光市では、令和3年に広沢地区に児童発達支援センターを設置しています。
- ・児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等を活用しながら、重層的な地域支援体制の構築に向けて取り組みます。

#### ■児童発達支援センター設置・保育所等訪問支援実施

項 目	令和3年度末（実績）	令和8年度末（目標）
児童発達支援センター設置数	1か所	1か所
保育所等訪問支援	5か所	5か所

### (2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

#### 【国の基本指針】

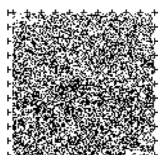
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### 【市の考え方】

- ・令和6年度に、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の仕組みづくりや支援サービスの在り方等を協議検討する（仮称）和光市医療的ケア児等支援協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関による連携のもと医療的ケア児等が地域で安心して日常生活を営むことができるよう支援体制を構築し、適切な支援の推進に取り組みます。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保します。

#### ■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

項 目	令和4年度末（実績）	令和8年度末（目標）
児童発達支援事業所	1事業所	1事業所
放課後等デイサービス事業所	未整備	1事業所



## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

### 【市の考え方】

- 和光市では、平成30年度に統合型地域包括支援センターを、令和4年度に基幹相談支援センターを整備しており、福祉分野、障害種別に限定されない福祉横断的な相談支援体制を構築しています。

#### ■ 総合的・専門的な相談支援の実施等

項目	令和4年度末（実績）	令和8年度末（目標）
基幹相談支援センターの設置	設置済み	設置済み
総合的な相談支援の実施	実施済み	実施済み
相談支援体制を強化する体制の確保	実施済み	実施済み

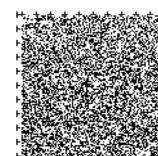
## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村においてサービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

### 【市の考え方】

- 国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、障害福祉サービス等の質の向上に向けて取り組みます。



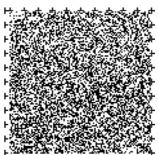
# 第6章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

## 1 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

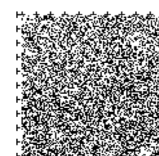
サービス内容	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。						
利用者像	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である人						
現状評価	令和4年度から令和5年度まで、利用人数は77人で推移しています。現在、市内に居宅介護の事業所が12事業所あります。						
サービス見込量	<p>利用人数は横ばい傾向にありますが、利用ニーズが高いため、サービス量の増加を見込みます。</p> <p>また、相談支援事業所のヒアリング結果からも事業所が不足しているため、地域包括ケアにおける高齢者と障害者の共生型サービス事業所を視野に基盤整備を進めます。また、ヘルパーの養成にも取り組みます。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	85	77	77	80	83	85	
利用時間 (時間/月)	797	784	795	815	845	865	

注：令和5年度の利用人数、利用時間は、見込みの数値（見込量については、以下同じ）



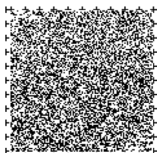
## (2) 重度訪問介護

サービス内容	<p>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p>																																
利用者像	<p>障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する人</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。</p> <p>障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である人</p>																																
現状評価	<p>令和5年度現在、利用者は2名です。</p> <p>現在、市内に重度訪問介護の事業所が10事業所あります。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数が微減傾向ですが、潜在的なサービス利用対象者が微増となっているため、サービス量は微増を見込みます。</p> <p>長時間のサービス提供が可能な事業所は限られるため、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="375 1008 1420 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用時間 (時間/月)</td> <td>694</td> <td>408</td> <td>401</td> <td>410</td> <td>540</td> <td>680</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	4	3	2	3	4	5	利用時間 (時間/月)	694	408	401	410	540	680
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																													
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																											
利用人数 (人/月)	4	3	2	3	4	5																											
利用時間 (時間/月)	694	408	401	410	540	680																											



### (3) 同行援護

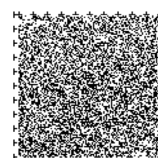
サービス内容	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に、外出の際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事などの介護など必要な援助を行います。						
利用者像	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人 ※ 障害支援区分の認定を必要としないものとする。 なお、一定の障害支援区分等の要件を満たす場合、サービス費の加算対象となる。						
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、利用人数は微減で推移しています。現在、市内に同行援護の事業所が7事業所あります。						
サービス見込量	利用時間はほぼ横ばい傾向にありますが、利用ニーズを考慮してサービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	19	18	16	18	20	22	
利用時間 (時間/月)	204	195	201	226	251	276	





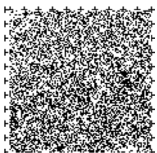
## (4) 行動援護

サービス内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者や障害児で常時介護を要する人に、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助を行います。					
利用者像	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人で、障害支援区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である人					
現状評価	令和5年度現在、利用者は3名です。 なお、市内に行動援護を実施している事業所が1事業所あります。					
サービス見込量	令和5年度現在、共同生活援助利用者等で3名の利用者があり、継続利用が見込まれるため、今後も同程度で見込みます。					
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	2	3	3	3	3	4
利用時間 (時間/月)	4	6	7	7	7	9



(5) 重度障害者等包括支援

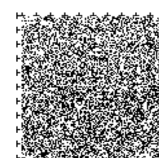
サービス内容	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。					
利用者像	障害支援区分 6（障害児にあっては区分6に相当する支援の割合）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人であって、次のいずれかに該当する人（主たる対象）					
	類型			状態像		
	重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する人	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・脊椎損傷</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症（ALS）</li> <li>・遷延性意識障害等</li> </ul>		
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）		・重症心身障害者等			
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）						・強度行動障害等
現状評価	令和5年度現在、利用者はいません。 なお、市内に重度障害者等包括支援を実施している事業所はありません。					
サービス見込量	利用対象者となる方は、令和5年度現在で約 10 人程度おり、現状では居宅介護等を組み合わせて対応しています。					
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	160	160	160



## 2 日中活動系サービス

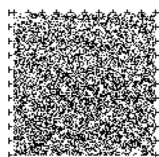
## (1) 生活介護

サービス内容	常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事などの介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会などを提供します。						
利用者像	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護などの支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上の人</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上の人</p>						
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、利用者はほぼ横ばいとなっています。現在、市内には、主に身体を対象とする1事業所、主に知的、精神を対象とする3事業所、すわ緑風園の合計5事業所あります。						
サービス見込量	<p>利用時間の増加傾向と利用者ニーズの増加を踏まえたサービス見込み量とします。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等の行き場の選択肢が不足している状況から、今後は事業所の基盤整備を検討します。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	128	124	126	130	135	140	
利用日数 (日/月)	2,177	2,205	2,296	2,369	2,460	2,551	



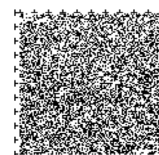
## (2) 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士から必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援が受けられます。																											
利用者像	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な人</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p>																											
現状評価	<p>令和5年度現在、利用者は1名です。</p> <p>市内にサービスを実施している事業所はなく、県内にも埼玉県総合リハビリテーションセンターなど実施している事業所は少数となっています。</p>																											
サービス見込量	<p>サービス量の微増を見込みます。</p> <p>また、障害者のリハビリを行う場が少なく、保健予防や症状の悪化を防ぐためのリハビリテーションの充実を図るために、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="379 1086 1428 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>13</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	2	2	1	2	2	2	利用日数 (日/月)	13	30	21	30	30	30
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																								
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
利用人数 (人/月)	2	2	1	2	2	2																						
利用日数 (日/月)	13	30	21	30	30	30																						



## (3) 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援が受けられます。																																
利用者像	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>																																
現状評価	<p>令和5年度現在、利用者は4名です。</p> <p>近隣にはサービスを提供している事業所が少ないため、サービスの提供が難しい状況になっています。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数が微減傾向にありますが、サービス量の微増を見込みます。</p> <p>また、障害者の就労支援の前段階の訓練施設として、生活能力の維持・向上を図るために、事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="379 965 1436 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>34</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	5	4	4	5	5	6	利用日数 (日/月)	34	27	30	35	35	42
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																													
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																											
利用人数 (人/月)	5	4	4	5	5	6																											
利用日数 (日/月)	34	27	30	35	35	42																											

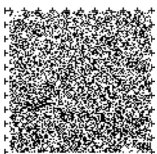


#### (4) 就労選択支援（新規サービス）

サービス内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。						
利用者像	就労先や働き方を選択するに当たって、支援の必要性が高い新たに就労移行支援や継続支援 B 型を利用する意向がある人						
サービス見込量	サービスが始まる令和 7 年 10 月から、就労継続支援 B 型の利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用する前提で利用人数を見込みます。						
		第 6 期（実績・見込）			第 7 期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)				-	4	5	

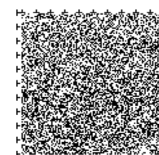
#### (5) 就労移行支援

サービス内容	一般就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者に、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練及び資格取得を目的とする養成系の訓練を提供します。						
利用者像	<p>就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人</p> <p>① 単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>						
現状評価	長期的には利用者は増加傾向にあります。 現在、市内に就労移行支援の事業所が 2 事業所あります。						
サービス見込量	令和 5 年度（見込み）に利用人数は減少していますが、障害者雇用の就労者数は伸びている現状を踏まえ、事業所の基盤整備を検討していきます。						
		第 6 期（実績・見込）			第 7 期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	35	46	40	45	50	55	
利用日数 (日/月)	306	347	405	456	506	557	



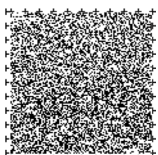
## (6) 就労継続支援A型（雇用型）

サービス内容	一般就労が困難な障害者で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。																																
利用者像	<p>企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結びつかなかった人</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結びつかなかった人</p> <p>③ 企業等を離職したなど就労経験のある人で、現に雇用関係がない人</p>																																
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、10人前後の利用者がいます。雇用契約に基づく就労が可能な利用者が少ないことが原因として考えられます。																																
サービス見込量	<p>利用人数は横ばい傾向にあります。利用ニーズを考慮し、サービス量の微増を見込みます。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等の進路の選択肢が不足している状況から、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="379 1048 1455 1261"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>149</td> <td>155</td> <td>136</td> <td>151</td> <td>166</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	10	8	9	10	11	12	利用日数 (日/月)	149	155	136	151	166	181
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																													
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																											
利用人数 (人/月)	10	8	9	10	11	12																											
利用日数 (日/月)	149	155	136	151	166	181																											



(7) 就労継続支援B型（非雇用型）

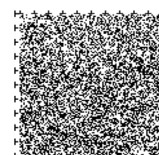
サービス内容	<p>一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては一般就労などへの移行に向けた支援を行います。</p>																																
利用者像	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持が期待される人</p> <p>① 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人</p> <p>② 就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人</p> <p>③ 上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級の受給者</p>																																
現状評価	<p>令和3年度から令和5年度まで、利用者は増加傾向にあります。現在、市内に知的と精神各1事業所、合計2事業所あります。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数が増加傾向にあるため、サービス量の増加を見込みます。また、特別支援学校の卒業生等の行き場の選択肢が不足している状況や、障害者の就労訓練の必要性から、令和6年度以降に事業所の基盤整備を検討します。</p> <table border="1" data-bbox="379 1014 1449 1223"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>107</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>131</td> <td>139</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>1,726</td> <td>1,872</td> <td>1,992</td> <td>2,123</td> <td>2,270</td> <td>2,351</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	107	118	122	131	139	144	利用日数 (日/月)	1,726	1,872	1,992	2,123	2,270	2,351
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																													
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																											
利用人数 (人/月)	107	118	122	131	139	144																											
利用日数 (日/月)	1,726	1,872	1,992	2,123	2,270	2,351																											





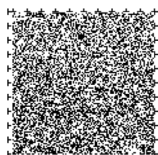
## (8) 就労定着支援

サービス内容	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。						
対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人						
現状評価	令和5年度現在、利用者は14名です。 現在、市内に就労定着支援の事業所が2事業所あります。						
サービス見込量	長期的に利用人数が増加傾向にあり、障害者雇用の就労者数も伸びている現状と、事業所が令和4年度に2事業所になっているため、サービス量の増加を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	10	11	14	17	20	23	



## (9) 療養介護

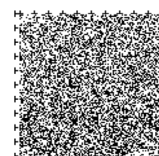
サービス内容	<p>医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。</p>																											
利用者像	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の人</li> <li>② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の人</li> <li>③ 平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた方又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた方であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人</li> </ul>																											
現状評価	<p>令和5年度現在、利用者は4名です。 市内にサービスを提供している事業所はありません。県内も実施する施設が少なく、今後もサービス提供基盤の整備が難しいことが想定されます。</p>																											
サービス見込量	<p>令和3年度から令和4年度まで、5人の利用者がいます。利用者が限られていること、施設が少ないことから、今後も同程度で見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="379 1093 1401 1301"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>128</td> <td>147</td> <td>93</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>		第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	5	5	4	4	4	4	利用日数 (日/月)	128	147	93	112	112	112
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																								
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																						
利用人数 (人/月)	5	5	4	4	4	4																						
利用日数 (日/月)	128	147	93	112	112	112																						



## (10) 短期入所（ショートステイ）

サービス内容	居宅においてその介護を行う人が病気になったときなどに、施設に短期間入所し、入浴や食事の介護などを行います。					
利用者像	<福祉型（障害者支援施設等において実施）> ① 障害支援区分が区分1以上である障害者 ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児 <医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）> 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害児・者					
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、利用者は増加傾向にあります。短期入所のサービスは、すわ緑風園やあさか向陽園などの施設が実施しています。					
サービス見込量	利用人数は増加傾向となっています。市内にある事業所は3事業所（空床利用含む）であり、受け入れる事業所が少ない実態がありますが、利用ニーズを考慮して、サービス量の微増を見込みます。 また、地域包括ケアにおける高齢者と障害者の共生型サービス事業所を視野に基盤整備を進めます。					
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	17	26	28	30	32	34
利用日数 (日/月)	101	130	124	150	160	170

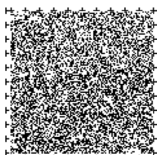
- \* 和光市では、上記短期入所とは別に、重症心身障害児（者）短期入所事業を行っており、心身障害児総合医療療育センター（東京都板橋区小茂根）にて短期入所を行っています。



### 3 居住系サービス

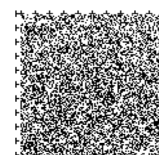
#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。						
利用者像	障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）						
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、63～68人の利用者がいます。現在、市内に共同生活援助の事業所が4事業所あります。						
サービス見込量	利用人数が増加傾向にあり、利用ニーズも高いため、サービス量の増加を見込みます。 また、利用人数の増加率や利用ニーズを考慮して、令和6年度以降、事業所の基盤整備を検討していきます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	63	66	68	70	72	74	
利用日数 (日/月)	1,668	1,744	1,948	2,005	2,063	2,120	



## (2) 施設入所支援

サービス内容	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。						
利用者像	① 生活介護利用者であって、障害支援区分 4（50 歳以上の人の場合は、区分 3）以上である人 ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況などにより、通所によって訓練などを受けることが困難である人						
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、43～44 人の利用者がいます。市内では、すわ緑風園がサービスの提供を行っています。						
サービス見込量	利用者数は横ばい傾向で、施設入所者の地域生活への移行も考慮し、今後も同程度で見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	44	43	43	43	43	44	
利用日数 (日/月)	1,228	1,232	1,287	1,287	1,287	1,316	



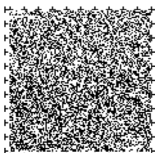
## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

サービス内容	障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更の前に、サービス等利用計画案を作成したり、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。						
利用者像	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者						
現状評価	現在、市内に計画相談支援の事業所は4事業所あり、サービス等利用計画の作成率は100%となっています。						
サービス見込量	障害者数の増加と、相談支援体制の整備を踏まえて、サービス量の増加を見込みます。 また、相談支援事業の充実を目指し、令和6年度以降に地域生活支援センターの基盤整備を進めます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/年)	354	362	395	418	441	464	

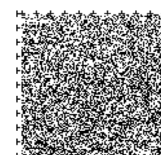
### (2) 地域相談支援（地域移行支援）

サービス内容	地域の受入条件が整えば退所（退院）が可能な障害者に対し、保健所、病院、サービス事業者等関係機関との連携により、住居の確保、退所（退院）後の生活を支えるための体制を整備し、地域生活に円滑に移行できるよう支援を行います。						
利用者像	① 障害者支援施設に入所している障害者 ② 精神科病院に入院している精神障害者						
現状評価	令和5年度現在、利用者はいません。 現在、市内に地域移行支援の事業所は2事業所あります。						
サービス見込量	精神障害者にも対応した地域包括ケアを推進し、市内の各地域生活支援センターに機能を持たせるため、サービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1	



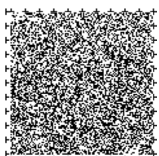
## (3) 地域相談支援（地域定着支援）

サービス内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行います。																									
利用者像	<p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人</p> <p>② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人</p> <p>なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な人等も含む。</p>																									
現状評価	令和5年度現在、利用者はいません。 現在、市内に地域定着支援の事業所は2事業所あります。																									
サービス見込量	<p>精神障害者にも対応した地域包括ケアを推進し、市内の各地域生活支援センターに機能を持たせるため、サービス量の微増を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="379 929 1412 1075"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/年)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																						
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																				
利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1																				



#### (4) 自立生活援助

サービス内容	<p>定期的に利用者の居宅を訪問し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事、洗濯、掃除などに課題はないか</li> <li>・公共料金や家賃に滞納はないか</li> <li>・体調に変化はないか、通院しているか</li> <li>・地域住民との関係は良好か</li> </ul> <p>などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p>																				
対象者	<p>障害者支援施設やグループホーム、病院等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等</p>																				
現状評価	<p>令和5年度現在、利用者はいません。 市内でサービスを提供している事業所はありません。</p>																				
サービス見込量	<p>令和5年度現在、利用者はいませんが、施設入所者等の地域生活への移行も考慮し、サービス量の微増を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="373 862 1390 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/年)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																	
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1															

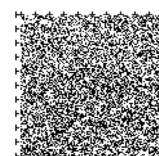




## 5 障害児支援

## (1) 児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。						
利用者像	① 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む） ② 児童相談所、市町村、医師等により療育の必要性が認められた児童						
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、利用者数は増加傾向にあります。現在、市内に児童発達支援の事業所は7事業所あります。						
サービス見込量	利用者数、利用日数とも顕著に増加しています。令和3年度より市内に児童発達支援センターが整備されていることもあり、今後もサービス量の増加を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/月)	146	166	176	194	212	230	
利用日数 (日/月)	699	802	829	906	983	1,060	

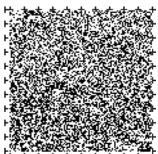


## (2) 放課後等デイサービス

サービス内容	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。						
利用者像	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童						
現状評価	令和3年度から令和5年度まで、利用者数は増加傾向にあります。現在、市内に放課後等デイサービスの事業所は11事業所あります。						
サービス見込量	利用者数が増加傾向にあり、令和3年度より市内に児童発達支援センターが基盤整備されているため、サービス量の増加を見込みます。 また、市内事業所に関しては、障害特性に応じて個々における支援を的確に行えるよう、質の向上と受け入れ態勢の強化を目指します。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	167	182	222	259	295	332
利用日数 (日/月)	1,753	1,838	1,975	2,100	2,225	2,350	

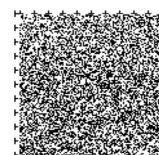
## (3) 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童に、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。						
利用者像	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児						
現状評価	令和5年度現在、利用者は13名です。現在、市内に保育所等訪問支援の事業所は5事業所あります。						
サービス見込量	利用者数は長期的には増加傾向にあります。障害児保育の需要や医療的ケア児への対応を踏まえ、サービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	12	14	13	14	14	15
利用日数 (日/月)	13	15	18	20	20	22	



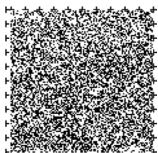
(4) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を提供します。																									
対象者	次のA又はBであり、かつCであるもの A 重度の障害の状態（法定事項） B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合= 医療的ケア児 (b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合 C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児（法定事項）																									
現状評価	令和5年度現在、利用者はいません。 市内でサービスを提供している事業所はありません。																									
サービス見込量	<p>市内で利用対象となる児童は約 5 人程度おり、市内に事業所がないことが課題となっています。 令和6年度以降、市内の児童発達支援事業所と協議を行い、事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="373 920 1422 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	利用人数 (人/月)	1	0	0	2	2	2
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																						
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																				
利用人数 (人/月)	1	0	0	2	2	2																				



(5) 障害児相談支援

サービス内容	障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更の前に、サービス等利用計画案を作成したり、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。						
利用者像	障害児通所支援を利用するすべての障害児						
現状評価	現在、市内に障害児相談支援の事業所は4事業所あり、サービス等利用計画の作成率は100%となっています。						
サービス見込量	<p>障害児数が増加傾向にあり、令和3年度より市内に児童発達支援センターも基盤整備されているため、サービス量の増加を見込みます。</p> <p>また、相談支援体制の整備を行うため、令和6年度以降に地域生活支援センターの基盤整備を進めます。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数 (人/年)	313	349	385	421	457	493	



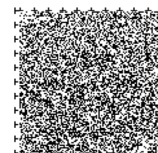
## 第7章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の目的は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的かつ効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図り、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することです。

地域生活支援事業は、必須事業（①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業）と任意事業で構成されています。

### <第7期>

地域生活支援事業	<b>1 必須事業</b> (1)理解促進研修・啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業 (4)成年後見制度利用支援事業 (5)成年後見制度法人後見支援事業 (6)意思疎通支援事業 (7)日常生活用具給付等事業 (8)手話奉仕員養成研修事業 (9)移動支援事業
	<b>2 任意事業</b> (1)訪問入浴サービス事業 (2)日中一時支援事業 (3)自動車運転免許取得・改造助成事業 (4)更生訓練費 (5)社会参加支援事業 (6)地域生活支援事業マネジメント (7)生活サポート事業 (8)食の自立支援事業 (9)タクシー助成事業 (10)燃料費補助事業 (11)診断書料助成事業 (12)重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付事業 (13)緊急通報システム (14)難病患者入院見舞金事業 (15)障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金



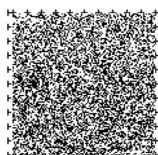
# 1 必須事業

## (1) 理解促進研修・啓発事業

事業内容	<p>障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。</p>						
サービス見込量	<p>市や市社協とボランティア連絡会は、福祉教育の活動をしてきました。</p> <p>平成26年度からは、その活動に加え、「あいサポーター研修」を実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
あいサポーター実人数（人）	456	477	497	520	540	560	

## (2) 自発的活動支援事業

事業内容	<p>障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、地域共生社会の実現を図ります。</p>						
サービス見込量	<p>市では、障害者団体が行う障害者交流事業並びに研修及び啓発事業に対する補助金を交付しており、今後も継続します。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
補助金支出団体数（団体）	1	1	1	1	1	1	

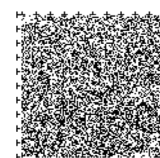


(3) 相談支援事業

事業内容	<p>○ 障害者相談支援事業（地域生活支援センター）                  障害者の様々な相談に応じて、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障害者同士によるピアカウンセリング*や障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。</p> <p>○ 基幹相談支援センター等機能強化事業                  基幹相談支援センターとは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を果たします。                  さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。</p>																										
サービス見込量	<p>令和8年度までに、北エリアに地域生活支援センターの基盤整備を検討します。                  また、基幹相談支援センターは、既に設置済みのため、各地域生活支援センターの機能化を図っていきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者相談支援事業 （箇所数）</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>								第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	障害者相談支援事業 （箇所数）	3	3	3	4	4	5
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																							
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																					
障害者相談支援事業 （箇所数）	3	3	3	4	4	5																					

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業内容	<p>成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。</p>																										
サービス見込量	<p>成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。また、必要性を考慮し、微増を見込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間実利用者数</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>								第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	年間実利用者数	7	9	10	11	12	13
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																							
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																					
年間実利用者数	7	9	10	11	12	13																					

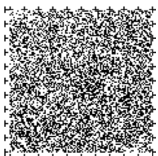


(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の整備を行い、市民後見人*の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。</p>						
サービス見込量	<p>平成 28 年度に権利擁護センターを設置し、平成 29 年度から市民後見人養成講座を開設しています。平成 30 年度よりフォローアップ講座を開設し、通常講座と隔年で実施しています。また、同年度より和光市社会福祉協議会で法人後見事業を開始しています。</p> <p>今後も実施法人の養成促進及び市民後見人の活用促進を図ります。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	市民後見人養成講座受講者数	10	8	4	10	10	10

(6) 意思疎通支援事業

事業内容	<p>聴覚、言語機能、音声機能、高次脳機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行う事業です。</p> <p>○手話通訳者等派遣事業 個人の契約、医療機関の受診などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者等を派遣します。</p> <p>○要約筆記者派遣事業 手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。</p> <p>○手話通訳者設置事業 聴覚等に障害のある人が、市の手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所の窓口配置します。</p>						
サービス見込量	<p>現状では社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に業務委託をしています。今後市に手話通訳者派遣センターを設置するか検討をしていきます。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	手話通訳者派遣年間実利用者数	1	4	3	4	5	5
要約筆記者年間実利用者数	1	0	0	1	2	2	
手話通訳者の設置（設置箇所数）	0	0	0	0	0	1	



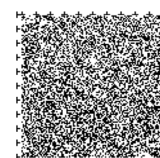


## (7) 日常生活用具給付等事業

事業内容	<p>在宅の障害のある人（児童）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストーマ用装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付があります。利用に関する自己負担は1割ですが、「ストーマ用装具、紙おむつ」については、自己負担はありません。</p>																																																												
サービス見込量	<p>個々の状態に合わせた日常生活用具の支給を継続していきます。</p> <table border="1" data-bbox="375 683 1412 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①介護・訓練支援用具</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>②自立生活支援用具</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>③在宅療養等支援用具</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>④情報・意思疎通支援用具</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>⑤排せつ管理支援用具</td> <td>739</td> <td>741</td> <td>740</td> <td>740</td> <td>740</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>⑥居宅生活動作補助用具</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	①介護・訓練支援用具	6	3	4	4	4	4	②自立生活支援用具	10	6	8	8	8	8	③在宅療養等支援用具	8	6	8	8	8	8	④情報・意思疎通支援用具	33	31	30	30	30	30	⑤排せつ管理支援用具	739	741	740	740	740	740	⑥居宅生活動作補助用具	0	0	0	1	1	1
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																																																									
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																																							
①介護・訓練支援用具	6	3	4	4	4	4																																																							
②自立生活支援用具	10	6	8	8	8	8																																																							
③在宅療養等支援用具	8	6	8	8	8	8																																																							
④情報・意思疎通支援用具	33	31	30	30	30	30																																																							
⑤排せつ管理支援用具	739	741	740	740	740	740																																																							
⑥居宅生活動作補助用具	0	0	0	1	1	1																																																							

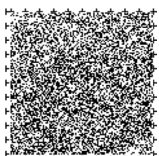
## (8) 手話奉仕員養成研修事業

事業内容	<p>手話で日常生活を行うのに必要な語彙及び手表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。</p>																									
サービス見込量	<p>令和元年度以降、講座内容を精査するため休講していましたが、令和5年度に和光市社会福祉協議会に業務委託し、入門・基礎講座とステップアップ講座を実施予定です。</p> <table border="1" data-bbox="375 1713 1412 1899"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第6期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第7期（計画）</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>							第6期（実績・見込）			第7期（計画）			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	研修受講者数	0	0	21	20	20	20
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）																						
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																				
研修受講者数	0	0	21	20	20	20																				



(9) 移動支援事業

事業内容	<p>障害者及び障害児の地域における自立生活や社会参加を促すため、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。派遣時間は月に 60 時間を限度とし、利用に関する自己負担は 1 割です。委託事業者は、市内及び近隣市に所在する外出介護事業者です。</p>						
サービス見込量	<p>個々の状態に合わせた地域生活支援事業等利用計画に基づきサービスの提供を継続します。</p>						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数	78	78	76	78	80	82	
年間延利用時間	4,667	4,949	5,420	5,891	6,362	6,833	



## 2 任意事業

## (1) 訪問入浴サービス事業

事業内容	自ら入浴することに支障のある重度身体障害者の心身の健康の増進と介護者の負担を軽減するため、訪問入浴サービスを実施します。 登録事業者数は、2事業所です。						
サービス見込量	年間実利用者数が7名であり、今後も継続したサービス量を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数	8	8	7	7	7	7	

## (2) 日中一時支援事業

事業内容	障害者等の在宅生活を支援するため、障害者や障害児が日中に活動できる場（施設）を確保し、介護する家族の一時的な休息を促します。 市内事業所は、3事業所です。						
サービス見込量	年間実利用者数が増加しているため、今後もサービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数	2	1	6	7	8	9	



### (3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

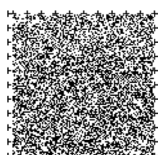
事業内容	各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で普通免許を取得する場合に、技能教習にかかる費用の3分の2を補助します（限度額12万円）。また、自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合に、10万円を限度に費用を助成します。						
サービス見込量	運転免許取得助成・自動車改造助成については、継続していきます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	月間実利用者数【運転免許】	1	0	1	1	1	1
月間実利用者数【自動車改造】	0	0	1	1	1	1	

### (4) 更生訓練費

事業内容	障害者の社会復帰の促進を図るため、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設において更生訓練を受けている者に、更生訓練費を支給します。						
サービス見込量	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設における更生訓練費については、サービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	月間実利用者数	21	31	30	31	32	33

### (5) 社会参加支援事業

事業内容	障害者等の社会参加を促すためのイベント等を推進します。
方向性	引き続き、障害者等の社会参加を促すためイベント等に協力します。

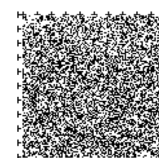


## (6) 地域生活支援事業マネジメント

事業内容	地域生活支援事業を適切に実施するため、障害者等のより良い自立を目指した地域生活支援事業等利用計画を作成し、個別にマネジメントを行います。						
サービス見込量	地域生活支援事業を適切に実施するため、継続して令和5年度と同程度のサービス量を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数	12	17	8	8	8	8	

## (7) 生活サポート事業

事業内容	障害者等の地域生活を支援するため、障害福祉サービス等を利用することができない方を対象に年間 150 時間を限度として、一時預かり、介護人の派遣、外出介助、送迎サービスの提供を行います。 市内及び近隣市での登録団体数は7事業所です。						
サービス見込量	生活サポート事業については、継続して令和3～5年度と同程度のサービス量を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数	47	48	47	50	50	50	

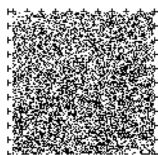


## (8) 食の自立支援事業

事業内容	<p>障害者等の自立した生活を支援するため、栄養バランスのとれた調理済みの食事を居宅へ提供します。また、栄養マネジメントを必要とする障害者等に対し、管理栄養士による栄養改善指導（栄養マネジメント）や調理支援を行います。</p> <p>登録事業所は、配食サービス及び栄養マネジメントともに各 1 事業所です。</p>						
サービス見込量	配食サービス及び栄養マネジメントについては、令和5年度と同程度のサービス量を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数【配食サービス】	4	5	4	4	4	4	
年間実利用者数【栄養マネジメント】	1	1	2	2	2	2	

## (9) タクシー助成事業

事業内容	<p>在宅の身体1・2級、下肢・体幹機能障害3級、視覚障害者1～6級、療育手帳（A）、A、B、精神保健福祉手帳1・2級の方に対し、タクシー初乗り分を助成します（年間1人：18枚）。なお、平成28年度より個々の事情に合わせたアセスメントに基づき追加交付を行っています。</p> <p>※本計画期間において、助成対象者及び個々の事情に合わせたアセスメントに基づく交付等、助成の在り方について検討していきます。</p>						
サービス見込量	タクシー助成事業については、障害者数の増加と制度改正を踏まえ、サービス量の増加を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間利用枚数	6,185	5,841	7,334	7,909	8,483	9,058	



## (10) 燃料費補助事業

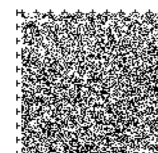
事業内容	障害者の使用する自動車燃料費の一部（1ヶ月1,000円）を補助することで、障害者の社会生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。						
サービス見込量	燃料費補助事業については、サービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間利用者数	494	423	430	435	440	445	

## (11) 診断書料助成事業

事業内容	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要となる医師の診断書にかかる費用を助成します。						
サービス見込量	診断書料助成事業については、障害者数の増加を踏まえ、サービス量の増加を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間利用者数	312	361	415	467	518	570	

## (12) 重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付事業

事業内容	身体障害者に対し、居宅の一部を障害に依り使いやすく改造する資金を補助することにより、日常生活の環境改善と自立更生を促進します。						
サービス見込量	日常生活の環境改善のため、サービスを継続していきます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
年間実利用者数	0	0	0	1	1	1	



### (13) 緊急通報システム

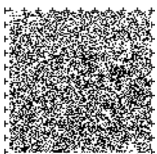
事業内容	一人暮らしの障害者及び難病患者に対し、日常生活上の緊急事態に迅速に対応するため、通信機器を設置します。障害者等が急病、事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合に、その通報機器を使用し、受診センターを通じて、消防本部に通報することにより、当該障害者等の救助を行います。						
サービス見込量	緊急通報システムについては、障害者の高齢化等を踏まえ、サービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	月間実利用者数	8	8	8	9	10	11

### (14) 難病患者入院見舞金事業

事業内容	埼玉県が指定する難病により、医療機関等に入院した場合に見舞金を支給します。						
サービス見込量	難病患者入院見舞金事業については、令和3～5年度で微増しているため、サービス量の微増を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		年間支給件数	43	45	47	49	51
	年間実利用者数	39	45	47	49	51	53

### (15) 障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金

事業内容	グループホームを利用する際に支払う入居に要する家賃に相当する費用の一部を助成します。						
サービス見込量	グループホーム利用者の人数を勘案してサービス量を見込みます。						
		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		実利用人数	47	46	48	50	52





# 第8章 グランドデザイン

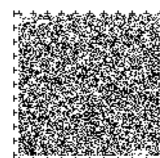
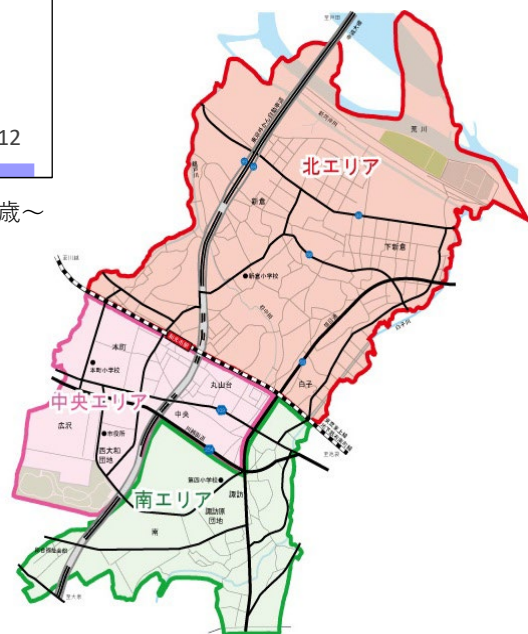
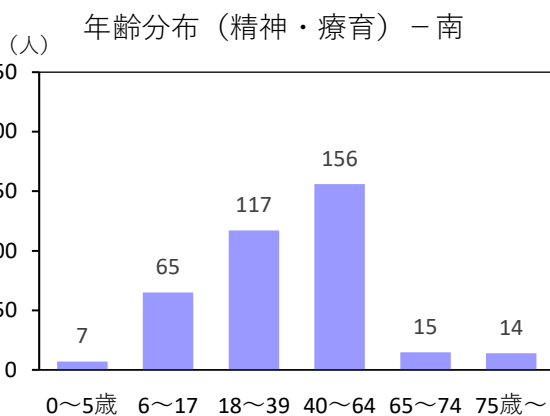
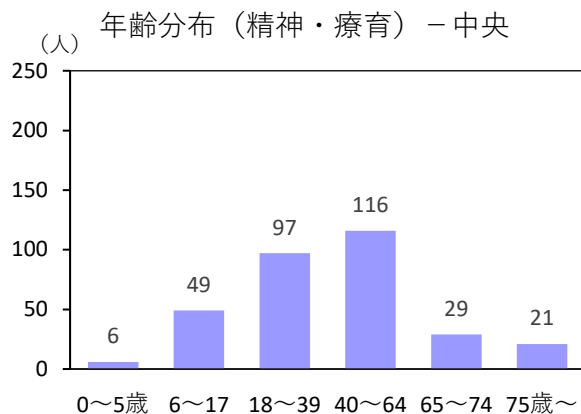
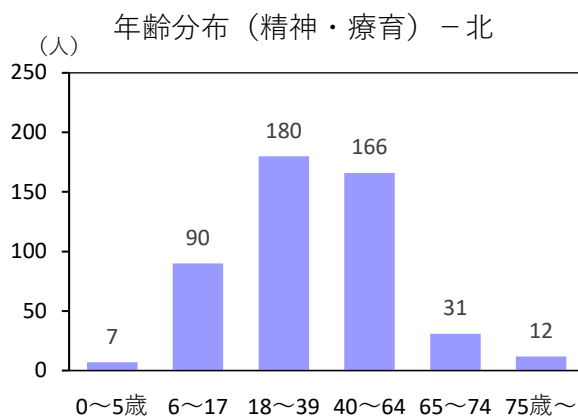
## 1 課題の見える化

### ①訓練等給付の必要性（グループホーム、自立訓練、就労継続支援A型・B型）

#### ■圏域別年齢分布（精神・療育）

上段：人数  
下段：構成比

	0～5歳	6～17	18～39	40～64	65～74	75歳～	総数
北	7 1.4%	90 18.5%	180 37.0%	166 34.2%	31 6.4%	12 2.5%	486 100.0%
中央	6 1.9%	49 15.4%	97 30.5%	116 36.5%	29 9.1%	21 6.6%	318 100.0%
南	3 1.6%	7 3.8%	7 3.8%	49 26.8%	42 23.0%	75 41.0%	183 100.0%



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章

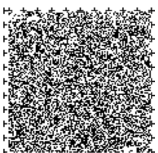
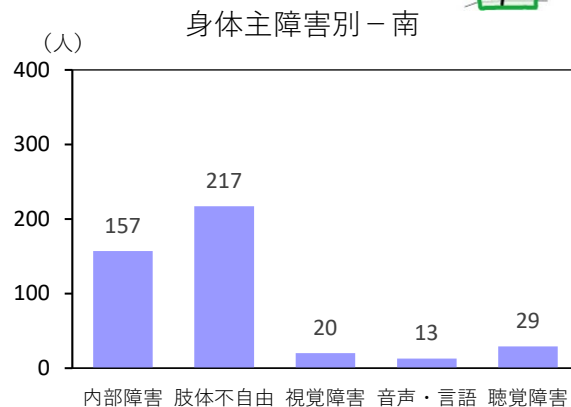
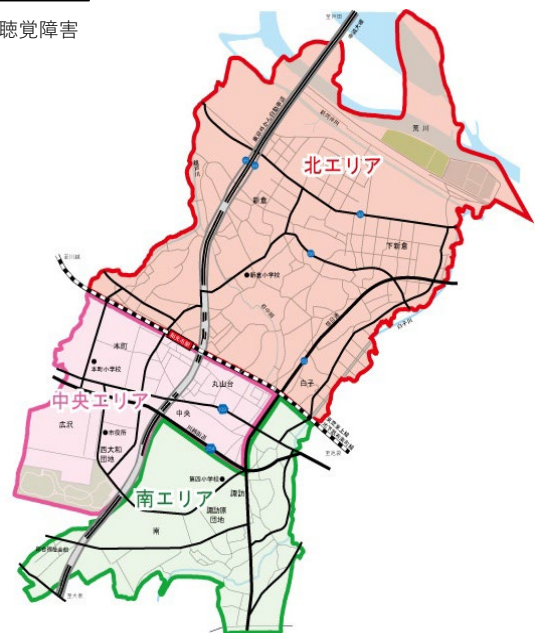
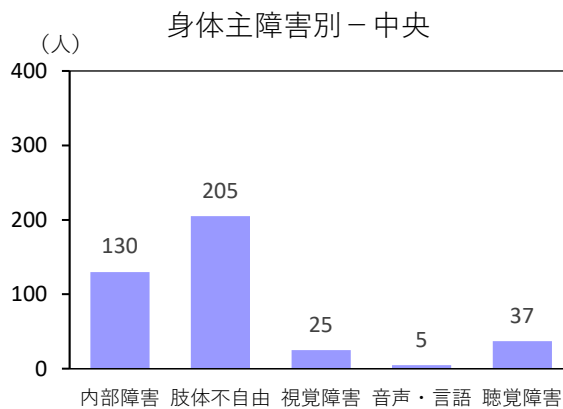
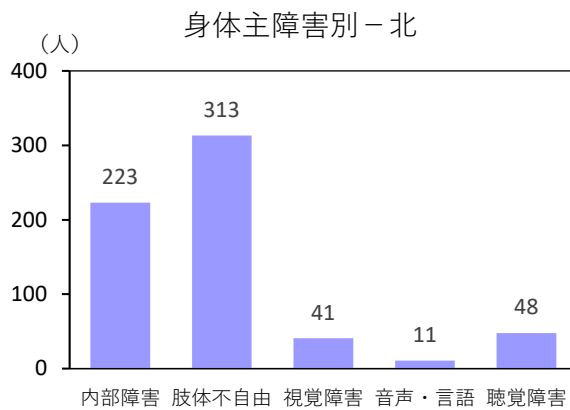
## ②身体障害者リハビリ、通所施設の必要性（自立訓練等）

### ■圏域別主障害別人数（身体）

上段：人数

下段：構成比

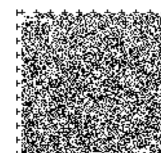
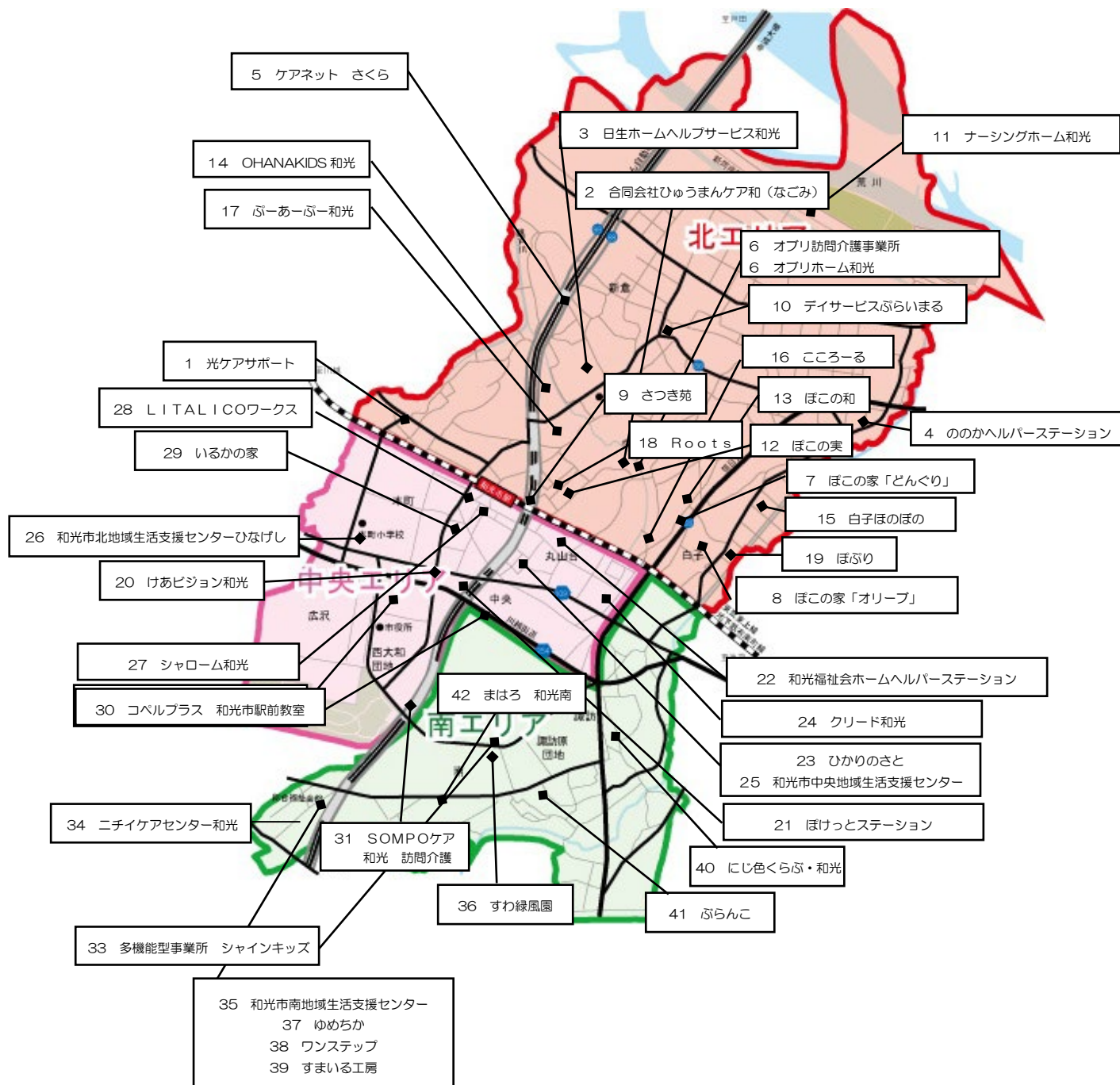
	内部障害	肢体不自由	視覚障害	音声・言語	聴覚障害	総数
北	223 35.1%	313 49.2%	41 6.4%	11 1.7%	48 7.5%	636 100.0%
中央	130 32.3%	205 51.0%	25 6.2%	5 1.2%	37 9.2%	402 100.0%
南	157 36.0%	217 49.8%	20 4.6%	13 3.0%	29 6.7%	436 100.0%



## 2 グランドデザイン

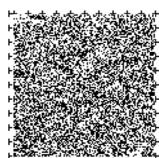
和光市では、今回実施したニーズ調査等により把握された地域ごとの障害者等の課題を踏まえ、サービスの供給体制、すなわちサービス基盤を整備していきます。

また、このグランドデザインについては、計画期間内におけるニーズ量に合わせて、年度ごとに、サービス基盤整備を検討し、実行します。その際には、可能な限り自立支援協議会にて協議を行い、市の意思決定を行います。事業者の人材確保、人材育成についても支援を行っていきます。



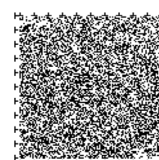
## 北エリア

番号	場所	事業者名	サービス種類	定員
1	新倉 1	特定非営利活動法人光ケアサポート	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
2	下新倉 3	合同会社ひゅうまんケア和（なごみ）	居宅介護・重度訪問介護	-
3	新倉 2	日生ホームヘルプサービス和光	居宅介護・重度訪問介護	-
4	白子 3	ののかヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護	-
5	新倉 2	ケアネット さくら	居宅介護・重度訪問介護	-
6	下新倉 3	オブリ訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
	下新倉 3	オブリホーム和光	共同生活援助	5
7	下新倉 3	ぽこの家「どんぐり」	共同生活援助	5
8	白子 3	ぽこの家「オリーブ」	共同生活援助	5
9	下新倉 1	さつき苑	生活介護施設	20
10	新倉 2	デイサービスぷらいまる	生活介護施設	20
11	新倉 8	ナーシングホーム和光	短期入所	空床
12	下新倉 2	児童デイサービスぽこの実	放課後等デイサービス	10
13	下新倉 3	児童デイサービスぽこの和	放課後等デイサービス	10
14	新倉 1	放課後等デイサービスOHANA KIDS 和光（たけのこクラブ）	放課後等デイサービス	10
15	白子 3	放課後等デイサービス白子ほのぼの	放課後等デイサービス	10
16	下新倉 3	発達支援ルーム こころーる	放課後等デイサービス	10
			児童発達支援	10
			保育所等訪問支援	-
17	新倉 1	ABA児童発達支援療育ぷーあーぷー和光	児童発達支援	10
			保育所等訪問支援	-
18	下新倉 2	R o o t s	児童発達支援	10
			保育所等訪問支援	-
19	白子 3	ぽぷり	児童発達支援	10



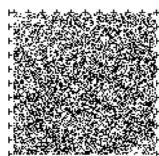
## 中央エリア

番号	場所	事業者名	サービス種類	定員
20	本町 19	けあビジョン和光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
21	中央 1	NPOぽけっとステーション	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
22	丸山台 2	和光福祉会 ホームヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
23	丸山台 2	和光市共生型福祉施設ひかりのさと (身体障害者グループホーム)	共同生活援助	5
			短期入所	1
24	丸山台 3	クリード和光	共同生活援助	20
			短期入所	1
25	丸山台 2	和光市中央地域生活支援センター	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援事業	-
26	本町 28	和光市北地域生活支援センターひなげし	計画相談支援・障害児相談支援事業	-
27	丸山台 1	シャローム和光	就労移行・就労定着	20
28	本町 1	LITALICOワークス和光	就労移行	20
29	本町 1	いるかの家	放課後等デイサービス	10
30	本町 11	コペルプラス 和光市駅前教室	児童発達支援	10
31	西大和 団地6	SOMPOケア 和光 訪問介護	居宅介護	
32	広沢 1	和光市児童発達支援センター やまぼうし	児童発達支援	20
			放課後等デイサービス	10
			保育所等訪問支援	-
			計画相談支援・障害児相談支援	-
33	本町 13	多機能型事業所 シャインキッズ	放課後等デイサービス	10
			児童発達支援	10
			保育所等訪問支援	-



## 南エリア

番号	場所	事業者名	サービス種類	定員
34	南 1	ニチイケアセンター和光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
35	南 1	和光市南地域生活支援センター	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援事業	-
36	南 2	朝霞地区一部事務組合立障害者支援施設 すわ緑風園	施設入所支援	50
			生活介護施設	50
			短期入所	4
37	南 1	ゆめちか	生活介護施設	16
38	南 1	ワンステップ	就労継続支援 B 型（精神障害者）	20
39	南 1	すまいる工房	就労継続支援 B 型	55
40	白子 1	にじ色くらぶ・和光	放課後等デイサービス	10
41	南 1	ぶらんこ	放課後等デイサービス	10
42	南 1	まはろ 和光南	放課後等デイサービス	10
			生活介護	30
			居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	-



## ＜本計画における基盤整備の考え方＞

### 1 質を重視した基盤整備

基盤整備に際しては、それによって提供されるサービスの質を重視し、質の高いサービスを提供できる事業所を優先して基盤整備を行う。

### 2 付加価値の高いサービスを提供できる基盤整備

既存のサービスにプラスアルファの機能、価値を有するサービスを提供できる基盤整備を進める。

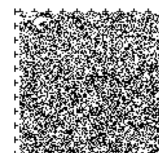
具体例としては、

- ・ 医療的ケアに対応できる短期入所
- ・ 医療的ケア児に対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス
- ・ ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）等の専門職配置の事業所などが考えられるが、いずれのサービスについてもニーズの見極めが必要となる。

### 3 本計画における主な基盤整備予定

上記 1 及び 2 の条件に合致する以下のサービスに係る基盤整備を、優先順位を設けて行っていく。

エリア	サービス種類	整備予定数
全域	居宅介護	2～3
全域	重度訪問介護	1
全域	同行援護	1
全域	生活介護	1～2
全域	就労移行支援・就労定着支援	1
全域	就労継続支援A型	1
全域	就労継続支援B型	1～2
全域	短期入所	1
全域	共同生活援助	1～2
北	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	1



## 参考資料

### 1 用語注釈

あ行

#### あいサポーター

あいサポート運動とは、鳥取県から始まった運動で、障害者の暮らしやすい社会を実現するために、様々な障害を正しく理解し、障害のある方へのちょっとした配慮や手助けをする運動です。この運動を実践していく方々のことです。

#### アウトリーチ

英語で「手を差し伸べる」という意味です。社会福祉の利用をする人々の全てが、自ら進んで申請をするわけではなく、むしろ社会福祉の実施機関がその職権により潜在的な利用希望者に医療・福祉関係者が手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援を行うことです。

#### 医療的ケア児

人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のことです（児童福祉法第56条の6第2項）。

#### インクルージョン

障害のある人もない人も、一人ひとりが地域社会の一員として参加でき、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対概念として生まれた言葉。

か行

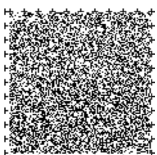
#### グループホーム（共同生活援助）

就労している方や通所施設等に通っている障害者が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設のことです。

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月1日から、障害者の地域移行を促進するため、地域生活の基盤となる住まいの場を整備し、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、介護の必要性の有無によって分かれていたケアホームとグループホームがグループホームに統合（一元化）されています。

#### ケアマネジメント

障害者の一人ひとりの状態に合わせて、保健・医療・福祉・就労等のサービスを適切な組み合わせにより提供するための個別計画に基づき、支援を行うことです。





## 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明することです。

## 高次脳機能障害

病気や怪我などで 脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障害が起こってしまうものです。外見上、障害が目立たないため、周囲に理解されにくかったり、本人が障害を十分に認識できなかったりすることがあります。

## さ行

### 市民後見人

一般市民による成年後見人。研修を受けた市民が家庭裁判所から選任されます。本人に代わって、財産管理や施設の入居手続きなどの身上監護を行います。

### ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者が就労するときに、一緒に職場に行き、各種支援を行う援助者のことです。事業主や職場の同僚にも助言を行い、障害状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行います。

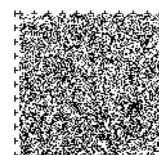
### 成年後見制度

民法に基づき、障害等により物事を判断する能力が十分でない人について、裁判所で選ばれる成年後見人等が、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人が適切に生活できるように保護・支援を行います。成年後見人等は裁判所が本人の判断能力に応じて「後見人」（判断能力が欠ける方）、「保佐人」（判断能力が著しく不十分）、補助人（判断能力が不十分）を選びます。支援する内容や範囲はそれぞれ異なります。

## た行

### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



は行

### 8050 問題

80 歳代の親が、50 歳代の子どもと同居してその経済的支援をする家庭の生活問題のことです。

### 発達障害

広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害のことです。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手ですが、それ以外の事柄や分野で優れた能力を発揮している場合もあり、周りから見てそのアンバランスな様子が理解されにくいものとなっています。なお、子どもだけではなく、成人の方にも発達障害の方はいます。

### ピアカウンセリング

障害を持つ者のことは、障害を持つ者が一番よく理解できるという概念から、障害者を持つ仲間同士で行うカウンセリングのことです。

### 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが困難なため、地域の援護を必要とする市民が安全に避難できるよう、避難行動要支援者として和光市避難行動要支援者名簿を作成し、災害時のサポートをする制度です。

や行

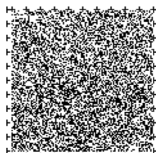
### ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることです。

ら行

### ライフステージ

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のことです。



## 2 和光市自立支援協議会設置及び運営要綱

### ○和光市自立支援協議会設置及び運営要綱

平成20年3月28日

告示第50号

改正 平成22年5月26日告示第90号

平成24年6月29日告示第126号

平成25年3月29日告示第61号

平成26年7月4日告示第150号

平成26年11月26日告示第225号

平成27年8月19日告示第159号

平成28年3月30日告示第63号

平成28年12月28日告示第252号

平成30年3月30日告示第70号

#### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、和光市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、地域の障害福祉に係るシステムづくりの中核的な役割を果たすため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の社会資源の活用、開発等に関すること。
- (4) 就労支援事業に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関すること。
- (6) 和光市障害者計画、和光市障害福祉計画、和光市障害児福祉計画等の策定及び推進に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し市長が必要と認めること。



2 協議会は、市長の求めに応じ、地域の障害福祉に係る施策について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の意見を尊重するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 医療保健関係機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 雇用関係機関
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 公募による市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

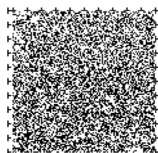
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、原則として1年度につき2回開催するものとする。

2 会長が必要と認めたときは、臨時に会議を開催することができる。



(協議会の議事)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、専門の事項について調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び検討し、協議会に報告及び提言を行うものとする。

(1) 協議会が指定した専門の事項に関すること。

(2) 和光市相談支援事業実施要綱（平成20年告示第49号）に基づく和光市相談支援事業において抽出された課題に関すること。

3 部会は、部会間の連絡調整を行うものとし、必要に応じ、連絡調整会議を開催することができる。

(部会の構成等)

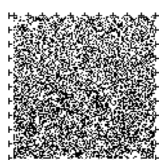
第10条 部会は、会長が指名する委員及び部会委員をもって組織する。

2 部会委員は、部会が処理する事項に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 第5条の規定は、部会委員の任期について準用する。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、第4条第1号から第6号までに掲げる団体等の者で、当該団体に属する委員が推薦するものを当該委員に代わって部会の会議に出席させることができる。

5 第6条及び第8条の規定は、部会長及び副部会長並びに部会の議事について準用する。この場合において、第6条中「委員」とあるのは「委員及び部会委員」とする。



(秘密の保持)

第11条 委員、部会委員並びに協議会及び部会に参画した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健福祉部社会援護課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第90号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第126号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第225号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第159号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第63号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

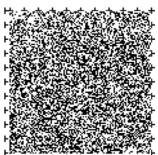
附 則 (平成28年告示第252号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第70号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。



### 3 和光市自立支援協議会委員名簿

任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（敬称略）

	要綱の規定	名称	委員名
1	相談支援事業者 要綱第4条第1号委員	和光市南地域生活支援センター	三村 秀幸
2	相談支援事業者 要綱第4条第1号委員	和光市中央地域生活支援センター	押領司 賢二
3	相談支援事業者 要綱第4条第1号委員	和光市地域生活支援センター ひなげし	椎名 彩
4	障害福祉サービス事業者 要綱第4条第2号委員	障害者支援施設すわ緑風園	平間 満美子
5	障害福祉サービス事業者 要綱第4条第2号委員	社会福祉法人 和光福祉会	池亀 優子
6	障害福祉サービス事業者 要綱第4条第2号委員	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	山本 恵子
7	障害福祉サービス事業者 要綱第4条第2号委員	和光市就労継続支援B型事業所(精神障害者) ワンステップ	後藤 雅典
8	障害福祉サービス事業者 要綱第4条第2号委員	多機能型事業所 シャインキッズ	井上 綾乃
9	障害福祉サービス事業者 要綱第4条第2号委員	和光市児童発達支援センター やまぼうし	河西 広城
10	医療保健関係機関 要綱第4条第3号委員	医療法人寿鶴会 菅野病院	高萩 哲
11	医療保健関係機関 要綱第4条第3号委員	埼玉県朝霞保健所	斉藤 富美代
12	教育関係機関 要綱第4条第4号委員	埼玉県立和光南特別支援学校	高萩 直子
13	教育関係機関 要綱第4条第4号委員	和光市教育支援センター	瀧本 浩子
14	雇用関係機関 要綱第4条第5号委員	朝霞公共職業安定所	栗原 理恵
15	障害者関係団体 要綱第4条第6号委員	和光市身体障害者福祉会	下川 初江
○ 16	障害者関係団体 要綱第4条第6号委員	和光市心身障害児・者を守る会	深野 正美
17	障害者関係団体 要綱第4条第6号委員	和光市社会福祉協議会	峯 友彦
◎ 18	学識経験者 要綱第4条第7号委員	十文字学園女子大学教授	佐藤 陽
19	公募による市民 要綱第4条第8号委員	—	佐藤 嘉晃
20	公募による市民 要綱第4条第8号委員	—	小川 真紀子
21	公募による市民 要綱第4条第8号委員	—	飯塚 里美
22	その他市長が必要と認める者 要綱第4条第9号委員	—	高田 奈歩

◎会長 ○副会長



## 4 和光市自立支援協議会開催経過

---

### 第1回自立支援協議会（令和5年8月4日）

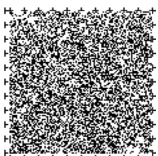
- 第七次和光市障害者計画・第7期障害福祉計画の策定について  
（計画策定の概要、障害者の現状、計画の基本的事項）
- 基盤整備について

### 第2回自立支援協議会（令和5年11月9日）

- 第七次障害者計画・第7期障害福祉計画策定（素案）について

### 第3回自立支援協議会（令和6年3月26日）

- 第七次障害者計画・第7期障害福祉計画策定について





---

第七次和光市障害者計画・第7期和光市障害福祉計画

令和6年3月

---

発行／和光市 福祉部障害福祉課  
〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号  
TEL 048(464)1111 FAX 048(466)1473

---

